

議 事 日 程 (第 2 号)

平成25年6月18日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 ※一般質問

※専決処分

日程第 2 議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について

日程第 3 議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 4 議第53号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

※一般議案

日程第 5 議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

※条例案件

日程第 6 議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定について

日程第 7 議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について

日程第 8 議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定について

日程第 9 議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

※事件案件

日程第11 議第60号 遊佐町子どもセンター(仮称)新築工事請負契約の締結について

日程第12 議第61号 除雪ドーザの取得について

日程第13 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14名

出席議員 14名

1番	筒	井	義	昭	君	2番	高	橋	久	一	君
3番	高	橋		透	君	4番	土	門	勝	子	君

5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	三浦正良君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	佐藤源市君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	東海林和夫君
農業委員会会長	阿部一彰君	教育委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君	教育委員	

☆

出席した事務局職員

局長 小林栄一 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議長(三浦正良君) おはようございます。

ただいまより本会議を開きます。

(午前10時)

議長(三浦正良君) 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員は全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、昨日議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会高橋透委員長より協議の結果について報告をお願いいたします。

議会運営委員会高橋透委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋 透君） おはようございます。議会も2日目となりました。よろしくお願いいたします。

昨日議会運営委員会を開催し、町長から追加提案ありました議第60号 遊佐町子どもセンター（仮称）新築工事請負契約の締結について、議第61号 除雪ドーザの取得についてを協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

本議案については、本日の日程第10の次に追加し、それぞれ日程第11、日程第12とし、日程は以下順次繰り下げることにしますので、よろしくご協力お願いいたします。

議長（三浦正良君） 上衣は自由にしてください。

ただいま高橋透委員長報告のとおり、本日の日程に事件案件2件を追加することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ないようですので、本日の日程に事件案件2件を追加することに決定いたしました。

それでは、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第10の次に、議第60号 遊佐町子どもセンター（仮称）新築工事請負契約の締結について、議第61号 除雪ドーザの取得についてを追加し、日程第11及び日程第12とし、本日の日程第11を日程第13に繰り下げたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） それでは、本日の議事日程に日程第11、議第60号 遊佐町子どもセンター（仮称）新築工事請負契約の締結について、日程第12、議第61号 除雪ドーザの取得についてを追加し、以下順次繰り下げることに決定いたしました。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

3番 高橋透議員。

3番（高橋 透君） 3番議員の高橋透です。ゆとり教育は子どもの学力を低下させるだけであるので、反対すると主張し続けて10年以上がたちました。ゆとり教育の開始は30年以上前にさかのぼる1980年に始まったと言われますが、実質的に実施されたのは2002年の学習指導要領の施行からとされます。私は、これを教育の失われた10年と呼んでいます。その間に学校で授業を受けた児童生徒は、教育における失われた世代というわけです。この年は完全学校週5日制により、授業時数が減らされるのと並行して、学習内容も以前より3割減らされました。小学校の算数では円周率は3とされ、台形の面積の出し方は教えられませんでした。中学校の数学では解の公式を教えるはいけないことになりました。それより10年前の1992年の学習指導要領の改正では、小学校1、2年生において理科と社会が廃止されています。科学技術立国を標榜し、子供に社会力を身につけさせることを力説する教育評論家がいる日本において、全く矛盾

していると言わざるを得ません。会話重視とされる英語の授業は、文法も単語もわからない中途半端な英語嫌いの子供をふやしました。10年以上同じ教科を教えている教師には、これらの子供の学力が着実に低下していることがわかっていたはずですが、学校の現場からその声が上がっていたとは思えません。民間の教育機関においてもその事実を知りながら、しばらく沈黙のスタンスをとっていたことは否定できません。失われた教育世代の若者たちが社会に出て悪戦苦闘していないことを祈りつつ、もしその犠牲者がいるとすれば、社会全体でサポートする義務があります。

今ゆとり教育の見直しが進んでいます。安倍政権下では教育再生実行会議等において子供たちの学力低下に歯どめをかけ、中国や韓国の後塵を拝しつつある国力の回復を図るために、小学校への英語教科の導入や幼児教育の無償化、小学校から大学までの学校6・3・3・4制の見直しを検討しています。

地方教育行政に関しては、首長が議会の同意を条件に教育長の任命、罷免を可能にする一方、教育長の権限、責任を一元化するとの提言がなされました。教育を重視する首長であれば、我が町から佐藤政養翁のような日本の未来を開く人物を輩出させようとする情熱的な教育長を直接選任できることを意味します。教育長の差配によってその自治体の未来が見えると言ったら言い過ぎでしょうか。

国の教育改革が次々と示される中で、町は今少数になった児童生徒に何ができ、何をしなければならないか、その方向性を問い、壇上からの最初の質問といたします。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） おはようございます。高橋透議員の質問に答弁をさせていただきます。

要旨としては、町は今少数人数になった児童生徒に何ができ、何をしなければならないかを問うというような方向性についてでありました。後ほど教育の詳細については教育長から答弁をさせていただきます。

我が遊佐町の町内の小学校においては、これまで少数のよさを生かしながら、児童一人一人に応じたきめ細かな指導を積み上げてきたところであります。その成果の一つとして、ことし4月に実施した全国標準学力検査では、全ての教科において全国平均を上回るものの、学年が進むにつれて下がっていく傾向があると伺っております。少数の環境は、児童生徒一人一人の理解度や活動の様子がすぐに把握できるなどのよさがあります。一方、交遊関係が限定されるといった点や、児童生徒の切磋琢磨という面で十分ではないといった課題も持っております。また、少数ゆえに一人一人に目が行き届く反面、手をかけ過ぎて児童生徒の主体的な学びの場や育ちを阻んではないかという課題も見えてきております。教育基本法第5条2項では、義務教育として行われる普通教育は各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとするとうたわれております。

知識基盤社会と言われる時代を基礎基本の上に立つてみずから課題に向き合い、思考し、判断し、表現するなどの課題を解決していく力が求められております。したがって、児童生徒一人一人の自立に向けて幼児期から中学校卒業までの学びと育ちの連続性を保持しながら、15歳の春の姿を見据え、各発達段階において達成しておかなければならない課題等を明確にし、子供たちの生涯にわたって生きるための基礎となる力を培っていくことが大切であると考えております。そのためには教師の指導力を向上させるだけでなく、学校、家庭、地域が連携して子供を育てていくことが大切であり、教育委員会が中心となってさまざまな施策を展開しているところであります。その詳細につきましては、教育長をして答弁をいたさせま

す。

以上であります。

議長(三浦正良君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 安倍政権にかわりまして、教育再生実行会議等でいろんな方向性が示されている。

これは私も情報としてキャッチしております。具体的にどうということが決まったということは、文部科学省から今の段階ではないわけですが、ゆとり教育が失われた10年というご発言がございましたが、ゆとり教育の理念そのものは決して私は間違っていた理念ではなかったのかなと思います。もちろん課題はありますけれども。ただ、その考え方に学校でいえば学校の現場、先生方が、例えば社会科、理科から生活科、そして総合的な学習等へ、まさに今町長の答弁にありましたように、課題を見つけてみずから考えて判断して表現する、そういう力をもっともっと大事にしていこうという大きな捉え方があったと思います。それは何も生活科や総合的な学習だけではなくて、数学でも算数でも社会、理科でも。社会、理科は3年以上は行っておりますので。そういう捉え方は私は間違っていたのではないと思いますけれども、時数の削減もありましたし、完全週5日制も同時移行しました。そのような現行でなかなか理念と現場の指導の力が結びついていかなかったのではないかなという思いがあります。

そして生活科、いわゆるゆとり教育と言われる一つの目玉として生活科、総合的な学習が出てきたわけですが、それが出てきたそのことを振り返って見れば、ある意味で知識偏重とは言いませんけれども、詰め込みでいい高等学校、いい大学、そしていい会社、それが人生の大きな幸せであるという、そういう学びのスタンス、人生観がまさにバブルから、その後しばらくでありましたけれども、そういう私たちの見通しがあったと思いますが、今学力というものはそういうものではないということにもう全国民気づいているはずでありまして、そういうことでまさに詰め込み教育の弊害も学校の荒れとか校内暴力とか、そしてその後登校拒否から不登校、これは当時考えられなかったのですけれども、今ではどの学校でもどの子供にも不登校は起こり得ると、そういう子供たちの育ちになっているのだという現実もあるわけです。そのような反省でゆとり教育がなされました。

確かに教科書も3割薄くなりまして、いろんな課題がありまして、またもう一度学力向上という、まさに町長の答弁や知識基盤社会を生きるということは、大学教育を中心に言われているようではありますが、まさにグローバル化とは世の中がどんどん変化しておりますので、そういう時代に対応する学力のあり方というものをもう一度お互いに確かめ合って、どういう子供たちに学力をつけなければならないのか、それは私どもも感じておりますし、少しずつですが、積み上げてきたつもりであります。

学力の捉え方いろいろあるのですけれども、一番基本に基礎基本の知識技能、その前に私は基礎をなすものがあると、後ほどまたお話ししたいと思いますけれども、その基礎基本の学力においてはまあまあ固まってきて、特に小学校では安定して力をどの学校も、力をつけてきたかなと思いますが、先ほど答弁にありましたように、学年が進むに従ってどうも下がっていく。そして本町の、これは平均偏差値の平均レベルというのはいろんなまた欠点もあるのですけれども、男の子がどの学年も低いのです。そこが難のかなと。女の子はもっと頑張っているのです。それで小学校いいということは女の子もつといいのですとか、個別に見ると。偏差値というのは平均で見ると視点もあるのですけれども、個々にあるいは個々の学級という視点もあると思いますので、そんなことも大事にして分析していただきながら、学校においては授

業改善、今気合いを入れておりますので、この辺また一問一答式でいろいろやりとりあるようですので、お答えしたいと思います。これ以上しゃべると独擅場になってしまいますので、これぐらいで。

議長（三浦正良君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 那須教育長、やはり教育者でありますから、教育者としてはもう最高の答弁であったというふうに私には聞こえます。その中で那須教育長の気持ちとして、ゆとり教育というものが30年ぐらい前から始まったとされるわけですが、それはまだ時間が足りなかったと、ゆとり教育はこれから30年かけて、もっと時間をかけていけば、本来の理念の実現ができた、そういうふうにお考えですか。

議長（三浦正良君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 決して文部科学省は確かに10年前学習指導要領を変えまして、教科書がそれぞれ厚くなりまして、小学生なんかランドセルに入り切れるのかなと、中学生なんかもっと厚い。しかも、中学校なんかは教科書会社によりますと、上巻と下巻分かれていました。ところが、1冊にした教科書会社も出てきたのです。こんなに厚いのです、国語の教科書が。なかなかかばんに入っても重たくて大変だろうなと思って、そんな見方もしておりましたけれども、文部科学省も確かに授業量もふやしまして、新しい学習指導要領に転換しまして、小学校が3年目、中学校が2年目、まさに本格実施が動き出した年度なわけですけれども、中核に据える生きる力の育成、これはゆとりの教育のときとは全くぶれておりません。文部科学省でもそれは基本的な考え方は変わらないのだと。ただ、やはり指導内容の見直しでありますとか、時間数の見直しでありますとか、指導教科の、そういったものを含めて、確かに大きく振れたという言い方私もしましたけれども、内容的には振れましたけれども、基本的な理念、やはり知識基盤社会を生きる子供、これは子供だけでなく大人もそうですけれども、そういう学力をもっともっと大事にして、子供たちの学ぼうとする力、学ぶ力、学んだ力、今の結果として偏差値等に出る力ですけれども、そんなものも大事にしていこうという、そんな思いで、決して私はゆとり教育が云々ではなくて、その理念も踏まえながら、また新たな方向性が加わったという捉え方をしております。

議長（三浦正良君） 3番、高橋透議員。

3番（高橋透君） 余りよくわからなかったのですが、やはり30年間というゆとり教育期間の間で、学力が落ちてきたという認識は教育長にはございますか。

議長（三浦正良君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） そこで学力といいますと、ここに議員の皆さん14名、我々もいるわけですけれども、学力をどう捉えるかというのは、これがまた幅が広いので、もし反問権があればどういう学力でそれを今議論とするのかということをお返ししたいのですが、ぜひ議会のほうでも、反問権今のところまだ課題となっているようですが、申し上げませんので、そのところ1点しかないと何が話がちぐはぐといますか、行き違いになる可能性があります。ただ、私が今正論するには、ピサにおける学力テストとか、まさに今申し上げました標準学力テストあるいは全国学テも終わりました、結果は2学期近くになるのでしょうか、そういった目に見える、まさに知識技能を中心としたある意味偏差値、点数であらわせる基礎基本の力、学んだ結果の力という観点で申し上げれば、確かにピサにおける国際的なあれでも、いつとき下がったという評判になりましたけれども、その後持ち直しているといいますか、客観的に見ると下がっていないというようなデータも出ているということも聞いております。私もそんなに深く分析してい

るわけではありませんけれども。

私はむしろ偏差値、点数の下がった上がったもありますけれども、もっともっと本町の子供たちを見ますときには、大事にして育てていかなければならない学力といいますか、力があるような気がしております。もちろん目に見える点数とって悪いわけありませんので、今新しい学習指導要領3年目になり、2年目に入りまして、もっともっとその点でも基盤は固まってきたので、今各学校に気合いを入れるという言い方悪いのですけれども、もっともっと答えていこうよという、そういう授業改善に向けては、うちの指導主事もそうですけれども、酒田からも教育事務所からも力をかりていますので、私のほうから檄を飛ばしています。そして5月の校長会で私が講話してくださいということでお話ししました。60分ですけれども。そこは学びの大切さということで、実は隣の秋田県は文部科学省と大変近いといいますか、親しいといいますか、元東大総長とか東北大学学長とか田舎の町からどんどん、どんどん出ている県なのです。その元東京大学総長でありました佐々木毅さんのお話を聞くことができたものですから、そんなことで、ある意味で厳しい言い方をすれば、校長さん方に檄を飛ばしたという言い方もできると思うのですけれども、校長さん方も真摯に受けとめていただいております。

議長(三浦正良君) 3番、高橋透議員。

3番(高橋透君) 今教育長がおっしゃった秋田県の例ですが、佐々木さんは東大の学長をされた方です。

(「総長」の声あり)

3番(高橋透君) 総長をされた方で、あと国連の次長をされた明石さんとか、そうそうたる人物を輩出されている秋田県、それは自然にそうになっていったかということなのです。やはりそれだけ秋田県がやはり過去から教育に関してかなり熱心に進めていたと。それが現在の、2月にもちょっと教育長に質問しましたが、東成瀬村の学力結果が全国一ということでお話ししましたが、教育長そのとき一番にならなくていいのだと、四、五番ぐらいでいいのではないかなというような答弁でありました。しかし、やはり教育長は教育のトップですから、教育長が四、五番でいいとなると、みんな四、五番でいいのだというふうには子供は素直に受け取るわけです。四、五番で落ちついてしまうと。もっと頑張れば1番になれる子もいるかもしれない。能力子供ありますから。やはり1番を頑張って努力して狙うことによって、1番にならない人は多いのです。1番狙って頑張って5番ということは大いにあるわけです。しかし、目標を上を設定しないと、やはりその子の能力は最大限に伸ばさないということは、私はあると思います。そういう意味で何が何でも1番にというような固執したものを私は言っているのではなくて、やはり子供の能力を最大限一人一人伸ばすためには、やはりその子その子の目標を、やっぱり教育のトップが檄を飛ばすというのは悪くないと思います。一時期ですから、義務教育は9年で終わりですから、あとは自由にそれぞれの子供たちが自分の道を選択していけばいいわけです。高校、それから大学に行って勉強するのも自由で、あとは何か技術を身につけたりしているいろな、大工さんでもいいでしょう、そういう道に進むというのもいいかと思えます。それはもう義務教育が終わった後の子供たちの選択です。

先ほどから教育長言っていました、学力というのはどういうもののかの定義、それを始めると哲学的な論争になってしまいますので、それはちょっとここでは避けたいと思いますが、私が言っている学力というのはいわゆるいつも言っているとおり基礎学力、義務教育における基礎学力、教科の学力というふうに

言いかえてもいいかと思いますが、それは9年間でしっかり身につけさせなければいけないと。あとは子供一人一人の選択でいくということだと思います。

今大学に行ってどういう授業が行われているかという、ある大学では少数と分数の授業を補習で行っているそうです。これはもう小学校5、6年生でやっている分野です。それが大学の最高学府で行われているというような実態を聞いたときに、果たしてゆとり教育がよかったのかどうか。先ほど詰め込み教育と言いましたが、詰め込み教育という言葉だと、誰もそんなことは望まないというふうに思います。詰め込みではなくて、ある程度の知識がないと応用力はつきません。いきなり応用力にいったという感が私はあると思うのです、文科省は。いきなり応用に力を入れたって、基礎学力がないのに応用力はこれはもう難しい問題だと思うのです。ただ、私が言っているのは本当に基礎学力で、しっかり子供たちに身につけさせてあげたいということを行っているわけなので。

それで先ほど詰め込み教育があって、いろいろないじめの問題があったとか何とかという話が出ましたけれども、過去30年間のゆとり教育の流れの中で、果たしていじめとか学校先生のサイドで言えば体罰とか、そういう問題というのはなかったのか、ありましたよね。だからそれは詰め込み教育だけが原因だったということではないと思います。それはいつの時代でもやはりその問題は抱えていくと思いますので、そのときそのときで対処していくしかしようがないと。

ただ、子供たちが何が幸せかと考えたときに、やはり義務教育の9年間でしっかり勉強したという一つの自信というか、誇りがその後の子供たちの人生に大分プラスになっていくのではないかとというふうに私は常々考えております。そのことを考えたときに、こういうふうにして、教育に関してうるさいのは私が一番だと思いますが、私自身が余り勉強しない子供だったので、高校に入ってから酒田南校にサイトウケイシン先生という校長先生がいました。酒田南校は全国で最初に私立で特別進学コースを設けた学校です。その後全国的にどんどん、どんどん特別進学コースができていったという経緯がありますが、南校、県内では唯一私立で東大に1人、後にも先にもその1人だけですが、入れたという実績は残しました。その後いろいろな教育の改革があって、現在はちょっと難しい問題になっていますけれども、やはり一生懸命やるトップが檄を飛ばせば、この辺の子供だってやはり高みを望めることができるというふうに私は考えております。そのことで今の教育長、どのように考えるかちょっと。私だけ話してもまたあれなので質問いたします。

議長(三浦正良君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 先ほど来私はゆとり教育の時代から新しい学習指導要領に変わっても生きる力、私は生き抜く力、このグローバルなまさに知識基盤社会を生き抜く力を子供たちに、我々大人も求められている現在の姿ではないかと思えます。今確かな学力ということを中心に話題になっていますが、教育委員会としてはもちろん学力を大事にしたい、檄を飛ばしたということもお伝えしました。

生きる力の3つの、まさに三本の矢ではないのですけれども、3つの柱がありまして、豊かな人間性、学力だけで人間は生き抜けないのです。豊かな人間性、そして健やかな体、これは心も含めてだと思えますけれども。そういうものがあって初めて確かな学力というもの、もちろんそのベースに思考力、判断力の前に基礎基本があると、それはそのとおりです。ただ、そこだけ突出しますと、生きる力には私は決して結びついていかないのではないかと。遊佐町の幼稚園、保育園から含めて、保育園は担当は別ですけれ

ども、一緒に研修なんかもしています。幼・保含めまして講習等も行っていますので、遊佐高校の人たちまで見据えまして、私は学力の保証、豊かな人間性を育てる、健康なたくましい体、心。

ちょっと学力から離れますけれども、学力の基礎基本の前に私はもっと人間として基礎の部分、体験を通して学ぶとか社会文化に触れて学ぶ感性、人と広く交わって育つ人間性とか、小さいときから私は大事だと思うのです。私はそういうものがあって初めて基礎基本の学力が生きて、まさに生きる力に結びつく確かな学力になって、私は昇華していくのだと思いますが。

そういう意味で遊佐町の子供たちが確かに育っている例を1つ、2つ紹介したいと思います。例えば青少年育成協議会とか、指導センター私所長やっていますけれども、そこで「青少年育成のしおり」というのを発行しております。小中高生徒指導連絡協議会、遊佐高も入っているのです。年3回、いろんな生徒指導面で情報交換しますけれども、その中で酒田警察署からは24年の少年非行の概況というのが出てきます。これはもう凶行犯少年から不良行為少年までであるわけですが、380名近くに上っております。逮捕されたり補導されたり指導されたり。そういう数字が出ますと、小中高連絡指導協議会に生活安全課から来て、データ等を詳しく解説いただくのですが、その中でこれは高校生、有職少年も入っていますから、遊佐町在住の子供たちは何人いるのですか、年度途中でも年度末にも聞くのです。何名だと思います。一人もいないのです。24年は遊佐町の子供たちで警察のお世話になったことはありません。私は一つの、これは学校だけではないです。地域の皆さん、家庭も含めての底力だと思います。

それから、4泊5日の自然体験学習、先週4つの学校終わりましたけれども、あと高瀬と吹浦がこれから残っておりますけれども、それもやっているのは県内では多分遊佐町だけだと思います。しかも、町の予算で5年生の経費5,000円を負担してやっておりますけれども。昨年度まで西遊佐小学校におられた黒木校長、ご存じだと思います。山形の小学校に転任されましたけれども、感想を書いております。ここちょっと読み上げると、もし要望があれば読み上げますけれども。やっぱり子供たちの体験をする育ちが出ております。そんなことがあって初めて高橋議員がおっしゃるまさに基礎基本の学力であり、ひいては確かな学力と言われる活用の能力、そこまで高めたいという思いでありますし、子供たちの生きる力を伸ばしていきたいと思います。確かに私は秋田のように1番にはなりたくないと言ったか、なる必要ないと言ったか、偏差値における私は1番というのは余り私は気にしない。むしろそういった底力のほうの1番にはなりたいたい、私は常々思っております。こんなことでお答えします。

議長(三浦正良君) 3番、高橋透議員。

3番(高橋透君) 私も青少年育成の委員ですので、教育長言ったことはもう既にわかっていますので、皆さんにお知らせしたということだと思います。

私がずっと教育に関して、学力に関して質問を何回かしてきました。前の教育長にも質問しましたし。そのたびに学力だけではないと、心の豊かさが必要だという答弁で矛先を別のところに持っていかれてしまうという、これ一問一答でないとそれで終わってしまう。一問一答なのでまたそれは再質問できるわけですが、心の豊かさが必要ないということは全然言っていない。生活体験の合宿に関して、前々から私は評価しています。それはここで述べています。それは評価していますから、あえて質問しないわけです。心の豊かさはなかなか指標としてははかりにくい部分です。たくましさとか心豊かさというのは。だから、その辺のところを議論するにはまさにそれを言葉の定義をしないと議論がかみ合わなくなってしまいます

ので、私はそちらのほうは評価していますので、この場では質問いたしません。

学力のことで質問している。なぜかという、やはりまだまだこの地域、庄内一帯含めて子供の能力は最大限伸ばされていないというふうに常々ここ10年以上感じているので、こういう質問を何回かさせていただいています。

それだけ話ししていてもあれなので、ほかの自治体ではどのような取り組みがあるのか、学力を上げるために。先日NHKのニュースでも取り上げられていましたが、岡山県的美咲町というのがあります。人口が1万5,500人ぐらいですから、ほぼ我が遊佐町と同じぐらいの人口の自治体ですけれども、ここはいわゆるうちと同じで光ケーブルを整備しています。その光ケーブルを利用して学校の授業を配信しています。だから学校で例えば授業でわからなかったこと、聞き逃したことというのを配信で学校の授業を自宅で見ることができると。自宅でも学校の授業を勉強することができるというような取り組みを美咲町でやっています。やる気になればうちのほうも光ケーブルは敷いてありますから、やろうと思えばできるわけです。学校の授業がもう十分充実しているとは思いますが、中にはわからなかったという子もいれば、やはりこういうサービスというものと、やはり子供に学力を何とか身につけさせたいという自治体においては、こういう取り組みもあるという一つの例です。

それから、昨年の11月に議会運営委員会で視察した、きのうも話出ましたけれども、岩手県の紫波町、PFIということで、プライベート・ファイナンス・イニシアチブという手法があるわけですけれども、民間の資金とかそういうものを活用して公共施設の運営、維持管理を任せると。かねがね町長が民間の活力を利用してというのはもう1期のときからお話ししていたわけですけれども、そういう手法でもって、これは高橋冠治議員のほう詳しいのですが、オガールという施設をこの手法でやっています。その中で学校の公教育に長年民間の教育機関は敵対視されてきたと私は思っているのですが、この自治体、紫波町ではオガールという施設に図書館入っています。それからカフェとかいろんなお店が入っています。産直の店もあります。その中に岩手県の大手の学習塾をここにしているわけです。誘致しているわけです。だから、公教育というのは長年学習塾は必要ないというようなことで、酒田のある高校なんか、進学校なんか校長が民間の教育機関に行く必要ないと、行くなというふうにくぎを打った校長もおりました。だからそういう敵対するという関係ではなくて、やはりこれから民間の力というのは必要な時代になってきているわけですから、やはりいろんな環境整備を行って、子供たちがいかなる場所でも学習ができるというような環境、家にもインターネットあるいはケーブルテレビを見て学校の授業が受けられる。これは画期的なことだと思うのです。学校の授業を録画して放映するわけですから。そういう画期的なことをやっている自治体もあるわけです。それから、民間の教育機関を誘致して子供たちに教育の場を提供している自治体もこういうふうにしてあるわけです。だから、私は別に遊佐町の教育が今ないのではないかと質問していません。十分評価していますが、ただトップの考え方が全国平均で上か下かという見方でいくのか、それともあわよくば上位に行けるような教育の場の提供が子供たちに、少数になりました、遊佐町の子供たちも少なくなりましたので、いろんな弊害ということで町長言いましたけれども、そういうマイナス面を見るのではなくて、やはり少数になったならば一人一人にそれだけ教師が向き合う時間がとれるわけですから、そういうプラスの面で子供たちに授業をしていっていただきたいというふうに思って、今話をちょっとしているわけですが、町長何か今までの話を聞いてありますか。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、自分の子育て体験を通してという形ですけれども、基礎学力の大切さというのはそれはどこの家庭でも、そして子供がよくなることについては誰も反対する人いない、みんなが賛成であると思っていますし、やっぱり伸びる余地のある子をそっと支えて伸ばしてあげるとというのがやっぱり親の世代の責任かなと思っています。これについては公立とか民間だとかと私立だとかという差は全くないと私は思っています。なぜなら自分自分、長男は勉強ばかりする高校でしたけれども、2番目、3番目は私立の高校に通っていたという体験もあるし、私立のすごさも体験させているという経験があります。

ただ、基礎学力をどうやったら身につけさせるかというところでは、やっぱり努力し続ける心をしっかりと育むということのほうが、いつでも追い風はないわけですし、逆風も必ずあるわけですから、そこら辺が格好いい格言はいっぱいあるのですけれども、それら全て我々親の世代がいつでも成功するわけではない。だけれども、失敗はしても失敗の中からまたやっぱり学ぶということの大切さとか、粘り強く努力し続けることをやっぱり伝えていくということが、子供たちにとってはやっぱり必要なかなと思っています。遊佐町は民間の力、子供たちの育みでいけば、小学校の読み聞かせの活動とかすばらしい活動を我が町ではやっていただいているというふうに理解をしますし、それらが遊佐小学校で先日お祝いの会もやれた。また、西遊佐小学校がすばらしい自然体験、黒松から西通川からの活動、環境の関係での、まさに豊かな心を育てる教育で、すばらしい評価をいただいているということ。全国で四十幾つ、団体に26だから、県内1個ないわけです。それらもいただいていることを考えますときに、民間の力は町の力、町の人、それから周辺の我が町の人たちは、まさに小さいときからずっとずっと町内の学校には支援はずっとしているのだなど。

先日遊佐高等学校の87周年の記念式典もありました。遊佐高等学校についてもやっぱり町内の生涯学習センターで自然体験というのを町民に対して発表していく機会いつもいただいております。彼らの頑張りがやっぱり町の明るさのもとだと思っていますし、不幸にしてというのでしょうか、幸いにして遊佐高は何とか昨年守ることができたのですけれども、県教育委員会で1回1学級閉校の方針を打ち出したということは間違いない事実でありまして、それについて何とかという形で町を挙げて、地域を挙げて何とか思いとどまってほしいということ。その行動の中で遊佐町のかつての小学校の校長先生が今県の義務教育の教育委員会の次長さんなさっていますけれども、やっぱり遊佐高校はあそこは半分遊佐町立みたいな形ですよね、そのぐらいに町とのかかわりが非常に近い、そして生徒自体がゆうすいのとか夏まつりとかいろんな形にも大いに参画をしていただき、また少年議会の中心を担っていただいているということを考えますときに、彼らの成功は確かに成功としてはたたえなければならないのでしょうかけれども、失敗の繰り返しもしっかりと心に刻んで、もっともっと成功へのプログラムはないと、佐々木則夫なでしこジャパンの監督は成功のプログラムはないのだということですから、やっぱり努力し続けることの大切さというのは彼らが身を持って子供たちが今感じている。それらが勉強のほうにも、そして教育委員会を中心に私は一生懸命やっていますし、学校というのはいわゆる、私の感じではハウツーラン、勉強の仕方を教えていただくところなのだろうなと思っています。それにはやっぱり先生たちがしっかりそれぞれの、まずクラスからという形で頑張っていただいていること大変ありがたく思い、そして教育委員長、教育長、また

ほかの教育委員もいらっしゃるわけです。そのチームワークの中でスタッフも交えての、それから校長会等のいろんな話し合いも研修も積み重ねてこられているということ、やっぱり大いに評価しながら、できればもっと一歩、もう半歩先へでも進めるような形の子供たちが足跡を残していることを期待をしたいと、このように思っています。

以上であります。

議長(三浦正良君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 今町長からハウツーランということがありましたので、そのことに関して2つほど申し上げたいと思います。

最初関係ないのですが、昨年度の遊佐中学校の高等学校への進学、実は全員希望校に入っております。毎年何名、落第という言い方悪いですが、希望した学校に入れなかった子供というのは出ておったのですけれども、校長も先生方も長年いろんな学校に勤務しているけれども、こういうことは初めてだと。ただ、選び方が賢いといいますか、選択の仕方がというスタンスもあると思いますので、先ほど男の子の頑張りが足りない、もっともっと伸ばしたいということを申し上げましたが、やっぱり偏差値で、偏差値嫌いだと言いながら偏差値使うのですけれども、4の段階の子を5に伸ばす、これも本町の大きな課題です。ハウツーランの中で紫波町等の例出ましたけれども、読書、議員さんからも本のお金足りているのかとかご質問いただきまして意気感を感じまして予算も活用させていただいていますし、遊佐小学校、吹浦小学校等では図書室の改造を含めて、PTAを巻き込んでいろんな文化的な読書の読み聞かせをやるようとしています。本年度広報等でご存じだと思いますけれども、小学1年生102名に親子で選ぶ1冊の本ということで贈呈しました。ある小学校に行きまして挨拶してから贈呈ということだったので、さあ1年生の皆さん、これから本をお上げするのだけれども、ゲームと本とどっちが好きですか、どう答えるか、普通ゲームですよ、1年生は。ところが、ある小学校だけは異口同音に本と言ったのです。私そういうことを聞くとはいけませんから。その学校がやっぱり読書活動ですとここ二、三年頑張ってきて、今年度賞をいただいた。その学校へ行つたとき、ちょうど教室の出入り、昇降口のところに図書室があるものですから、貸し出しの行列が3、4年生並んでいるのですと。1、2年生は読み聞かせと贈呈があるというので座って待っていたわけですが、まさに朝始業前に本の貸し出しの行列ができています。そして平均で100冊以上借りているそうです。低学年は絵本ですから200、300も読んでいる子供もいるという実態があります。

それから、もう一つは学び方である小学校、別な小学校ですが、家庭学習の中に小学校でも予習という考え方を取り入れよう、なるほどなと、上がってきています。ほかの学校でもなるほど、学び方としてそういう学び方もあるのだということを授業を通して、家庭学習を通して導いていかなければならない。参考にしようということできています。そんなことで決して一つの学校で成果あったことが一つとまらないで、まさに共有していいものは取り入れていこうということで、学び方についても図書室の活用とか、先生方に私くぎを刺したのは子供が予習してくるということは、ほとんどの子供は教科書に書いてあることはわかって学校に来ているのですよと。そこでまた教科書を指導してもつまらない授業ですよ、学ぶ意欲にはつながっていきませんよ、発展ありませんよ。その先を超える授業を仕組んでくださいと、それを今、まさに教科書を教える授業でなくて、教科書も使って、教科書で教える工夫のある授業をして

ください。そういうことをお願いしていますので、校長会で檄を飛ばしたというお話しもしましたけれども、生徒指導面とか体験の面とか大自然の中で基盤のある町の子供たちですので、偏差値で私は1番はと言いましたけれども、いろんな例で1番は目指していいのではないかという声もありましたので、1番になることが全てではないのですけれども、エベレストに80過ぎて登った方もいますので、やはり1番を目指して鳥海山、富士山に登るということでもいいと思いますが、そういうスタンスを大事にして、先生方にも頑張ってくださいと同時に、実は私40手前まで、30代後半まで遊佐町で担任していました。どっちかという学力、学力と言うほうの担任でした。ところがあそこ、もう25年前ですから、余り先生勉強、勉強と言わないでくれ、みんな勉強できるようになると大学へ行くと遊佐に帰って来ない、後継ぎいなくなる。だから勉強大概でいいので、余り学力、勉強と言わないでくださいと、多くの保護者から言われた時代もありました。しかし、もうそういう時代認識ではないということも私は感じていますので、ぜひ学校も頑張りますし、地域、図書館も頑張りますけれども、やっぱり家庭学習を見ているのは保護者ですので、家庭でのしつけとか食育も含めて親も地域も同じ歩調で、そういう意味では紫波町とか美咲町、例えばの例ですけれども、そういった例もあるということですので、参考にできるものは参考にしながら、また人まねはしたくありませんので、いろんな工夫をして子供たちが学ぼうとする力、そして学ぶ力、ハウツーラン、そして学んだ力、それを目指して頑張っていきたいと思います。

議長(三浦正良君) 3番、高橋透議員。

3番(高橋透君) 偏差値を教育長悪くかなり思っていると思いますが、偏差値を絶対視するからダメなのです。偏差値は学力がそこまで到達していますよ、今ここまでですよという一つの指標だけであって、人間の価値では全然ないわけです。だからそれを絶対視したような見方がゆがめているのです。たまたま勉強の世界でここまで到達しましたよ、努力しましたよ、ここまでですよという、ただ一つの指標です、それは。

先ほど町長から遊佐高校の話出ましたので、遊佐高校のことで、大体いわゆる教育長嫌いな偏差値、遊佐高校と同じくらいの偏差値の島根県立の隠岐島前高等学校とありますが、これは大体遊佐高校と同じくらいの学校の、いわゆるちょっと言葉見当たらないので、偏差値と言いますが、偏差値がほぼ同じです。この高等学校、隠岐島前高等学校がついこの間NHKの朝のニュースで取り上げられました。これはどういう授業をやっているかということ、子どもの夢を聞いて、その夢を実現させるために、一人一人に合わせた授業をやる。寮まで、最もあそこ島ですから、離島ですので、島外からのいわゆる留学というか、そういう生徒も募集していますので、寮をつくって50人くらい寮生活させて、学習室を設けていつでも勉強できるような、そういう体制を築いています。それで過去3年間で国公立大学に5人から10人くらい合格させているのです。昨年はちょっとよくなかったですけれども、それぐらいで頑張らせればそういうふうにして子供たちは能力を伸ばすわけです。

2月の議会で教育長、遊佐高校について私質問したときに、自分の管轄ではないというような、そういう答弁でありましたけれども、やはり23年の3月に出した遊佐町教育振興基本計画はすごく立派な内容であると私は評価します。内容ですが、これは実行しなければいけないわけです。実行するのはいつかということ聞かれば、答えは皆さんおわかりだと思います。やはりこれだけ立派な内容の、例えば保育園から高等学校までの連携というのはすばらしいことだと思うのです。教育は一連の流れがやはり大事です

ので、やはりその連携をいかにとつて、遊佐高校22名という生徒数になってしまいましたが、これからどう盛り上げていけるのか、やはりその辺のところも管轄以外ということではなくて、さっき町長言いました。遊佐高校はもう遊佐町立遊佐高等学校に等しいというような答弁ありましたので、教育長もやはり遊佐高校は確かに遊佐町ではなくて県立高等学校なので管轄違うと言えは違いますが、それはもう皆さんの縦割り社会がやはりそうしているわけで、もっと横のつながり、今の連携、保育園から高等学校までの連携をこれから密にして、やはり遊佐高等学校もこれからみんなの力で伸ばしていきたいと思いますので、よろしく願いいたして、私の質問を終わります。

議長(三浦正良君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 時間もありませんので、2つ申し上げます。

幼小中高、高は遊佐高校ですけれども、きょう全然話出ませんでしたけれども、特別支援教育というのも大きなテーマ、課題抱えています。遊佐町だけではなくてふえつつあるのです。その研修会に、これは当然遊佐町教育委員会で主催しますから、義務教育、幼稚園等の研修で遊佐高の先生方も一緒に勉強しているのです。それすばらしいことだと思います。そういった成果の一端が遊佐高校の生徒の姿にあらわれているかなと思います。ということで、今管轄がこの前の答弁のニュアンス、言い方がちょっとまずかった。直接ストレートに言えない面があるのです、どうしても。でも今は逆に遊佐高校のあの問題があつてから、逆に義務教育よりも個人的には高校教育方のパイプが太くなつたかなと思いますので、口を出せるところと手を出させないところがありますけれども、そこは踏まえながらまた新しい学科でということですので、支えていきたいと思います。

あと遊佐町教育振興基本計画に振れていただきました。やるのは今でしょうと言うことをおっしゃりたかつたのだと思いますが、2年目に入りました昨年度から、昨年度の今、教育委員会の事務点検評価の報告書をまとめつつありまして、課題もたくさんありますけれども、9月議会には出す所存でありますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っております。

以上です。

議長(三浦正良君) これにて3番、高橋透議員の一般質問を終わります。

1番、筒井義昭議員。

1番(筒井義昭君) おはようございます。この1時間の間に学力という言葉が何回連呼されたのでしょうか。自分自身としては学力は余り高くない、どちらかという低いほうだと自負している私にとっては、穴があつたら入りたいというような1時間でありました。外は久しぶりの雨であります。しばらく雨の降らなかつた大地にとっては潤いの雨です。今回の質問もこの議場に潤いを与えることのできる1時間にしたいとは思いますが、白熱し過ぎて波が立つ可能性もございます。

それでは、一般質問通告書に従い質問いたします。第1点目は、今定例議会に上程されております遊佐町の健全な水循環を保全するための条例が、遊佐町の水源と水資源を保全し、開発行為に対し環境保全の見地にて抑止することのできる条例であるのか伺います。

2010年度より遊佐町は水資源の保全と景観保全を目指し、開発行為による水資源への影響調査を科学的に進め、一定の結果を導き出すことができた。また、開発行為に対して県、町、業者、3者による協定を結び、県は立ち会いという形でしたが、協定書を結び、事業が協定に遵守した形で適正に進められている

のか、監理する事業監理委員会を設置し、問題等の解決に努めてきた。国や県に対しても環境保全の見地からの制度改正を求め、2月には山形県水資源保全条例制定を得た。そして、遊佐町水循環保全条例策定に向け検討会議が重ねられ、条例制定を今議会ですようとしている。

予防原則により、開発行為による環境への影響を未然に阻止することまでも明文化した一歩も二歩も環境保全へと踏み出した先駆的な条例であると思います。3年間の歩みは確かな歩みであったと思います。しかし、町長が2月の定例議会の際に述べたとおり、若干遅い歩みであったのではないかともあります。しかし、確かな歩みだった。しかし、課題解決には至っていないのも確かであります。

条例全文をいただいたが、一般質問通告書提出後でありましたので、それ以前に提示された条例骨子(案)にて通告書を提出いたしました。条例骨子を読んで私は望みも抱き、期待もしました。間もなく更新申請が出されるであろう開発行為に対して、抑止機能のある条例が制定されるのだと。しかし、後日配付された条例全文では、規制を含む条例であるため、規制条項に関しては6カ月間の開示期間が必要であることがわかった。条例執行は2014年1月1日、更新申請が許可されるのは9月です。開発行為絶対阻止の署名運動が全町的に進められ、環境基本計画改定に向けた住民アンケートでも、開発行為が進められることを阻止すべきであるという意見が高いポイントを占めている。多くの遊佐町民は開発行為に歯どめをかけていただきたいと思っている。しかし、今回の遊佐町水循環保全条例は、今年中は機能しないのが現実だ。町民の思いと町の環境施策に温度差と時間差があると思えない。まるで私どもがこれから食べる出前のラーメンのような気がいたします。条例の前文や目的、基本理念を踏まえ、更新申請における協定書締結会議や県からの意見照会に対する回答に、水資源保全、環境保全を明確に打ち出すべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

次に、水循環基本条例の具現化に向けて、水循環保全計画の策定、水源保護地域と水源涵養保全地域の指定を、遊佐町水循環保全審議会の設立を含め、今後いかなるタイムスケジュールで進めていくのか説明をお願いします。

第2点目に、景観形成作物の作付奨励による新たな景観づくりについてお尋ねいたします。近年高嶺ルビーや菜の花、ヒマワリといった景観形成作物の作付によって田園風景に彩りを添え、町内外の方より好評を博しております。特に国道345号線沿いにことし作付された菜の花は、鳥海山のビューポイントでもあったこともあり、写真撮影で大変にぎわっておりました。

遊佐町の耕作放棄地は33ヘクタール、水田転作面積は901ヘクタールやに聞いておりますが、循環型農業の取り組みにおいても、遊佐の新たな景観づくりにおいても、景観形成作物の作付を推進すべきであると考えます。景観作物は美観、ビジュアル的なメリットだけではなく、栽培した景観作物を肥料的な有機物として農地にすき込み、土壌の地力を高められる。そこから土壤保全、雑草繁殖抑制効果、そして栽培環境の改善などといった物理的に田畑を潤すメリットがあると言われております。2年3作や二毛作への助成作の拡充も含め、耕作放棄地の解消という面からも町が調整力と指導力を発揮し、循環型農業の推進による景観づくりを進めるべきではないでしょうか。

これで演壇からの質問を終了させていただきます。

議長(三浦正良君) 時田町長。

町長(時田博機君) それでは、1番、筒井義昭議員に答弁をさせていただきます。

県の水資源保全条例について我が町でも今定例会にて水循環の保全を求める条例を今上程しようとしているところであります。それについて中身については条例の審議、これから補正予算等の委員会で審議をいただくわけですが、一般質問についてお答えをさせていただきます。

遊佐町の健全な水循環を保全するための条例案につきましては、まさに議論に議論を重ねてまいったというのが私自身の感想です。最初の就任以来から振り返ってみますと、ほとんど町の環境基本条例に基づいた行政がなされてこなかった。平成15年3月17日には環境基本条例は町は整えていたと。ところが、16年の4月に27メートル掘りたいのだけでも、15メートルまで許可した。かつての自由民主党の政権時代、よく足して2で割る行政と言ったのですけれども、そういう足して2で割る行政を認めたと。平成16年4月27日の同意書まではどの地域でも地下2メートルまでしか町としては同意してこなかった。ところが、同意書によって15メートルまで、それもどこからという基準点がなく、2回掘れば当然30メートルいくような、そのようなずさんな同意をしてしまった。それらの経過が議会にも何ら示されてこなかった。そのようなハンディを背負った中の私はスタートをしたというふうに理解をしております。まさにどうしたらとめられるのだろうという形で国に対したり、県に対していろいろ制度を求めてきたということでございます。

ちなみに庄内開発協議会の県、国に対する重要要望事項、私の就任以前、8年間ぐらい鳥海山の環境保全について守るべしという提案は一文もなされておられません。それらの中のスタートだということをご理解を賜りたいと思います。

水循環という文言、概念につきましては、条例検討会議の委員からわかりにくいのご意見もいただいたところでありますが、国の環境基本計画を初めとして地方自治体の条例や水環境等を説明する用語として、既に一般的になっていることから使用することとしたものであります。

この条例案につきましては、町内の豊かな水循環を形成する地下水や湧水は、鳥海山の豊かな森林等に支えられており、それらは町民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることから、地下水及び湧水を公共性のある水、公共水と位置づけ、町、事業者、町民等は健全な水循環の保全に関する施策を連携、協働して推進しなければならない。

そして、2つ目として、地下水脈の保全を図る施策は予防原則に基づくことを基本理念といたしております。具体的には開発行為や井戸設置の規制を含んでおりますが、こうした規制については条例施行から一定の周知期間を設けるのが政策法務上の通例となっております。その周知期間につきましては、規制等の施策の内容により決定すべきものと認識をしており、このたび条例案については財産権等を制限するものであるから、6カ月の周知期間が必要との判断をしたところであります。臂曲地内で行われる岩石採取につきましては、本年9月12日で認可期限となる予定であります。事業者は5月15日に開催いたしました第6回臂曲岩石採取事業監理委員会において、採石事業継続の意思を示し、先ほど申しましたとおり、条例を可決いただいた場合であっても、規制部分の施行は6カ月後の平成26年1月1日としていることから、このたび行われるであろう認可申請については、条例の規制部分を適用することはできないと認識をしております。憲法94条に地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる」と規定をされております。このたびの条例は、健全な水循環の保全という、どの法令にも規定がない分野の条例化を図るとの考えでありますので、条例制定後にはそれぞれの事案に応じて適切に対処してまいりたいと、そ

のように考えております。

意見照会に対する回答への質問がなされておりました。条件を整えた町として、確かに6カ月後の規定施行とはありますけれども、私はこれまでの私の行政の進め方をしっかりと振り返れば、まず平成13年4月1日から施行している遊佐町環境基本条例に基づいているかどうか。そしてその中に設置が義務づけられている環境審議会等の意見を求めるということは、それは当然の手順だと思っておりますし、そして県に対する回答に当たっては予防原則に基づいた条例の趣旨に沿った対応を求めるということは、町としては可能であると、このように考えております。そして現在及び将来にわたる全ての町民や町を訪れる皆さんから、鳥海山がもたらす豊かで健全な水循環の恵みを享受していただくため、条例に盛り込んだ施策を具体的にしっかりと推進してまいりたいと、このように考えております。

6月17日付山形新聞、実は超党派の議員立法による国内の水資源の保全のための水循環基本法を衆議院国土交通委員長が国会に上程するというニュースが流れておりました。6月18日、まさにきょう国会に上程をし、今国会の会期末6月26日までには成立をするという見通しであると伺っております。これまで地表を流れる水についてはいろんな所管もありました、法律もありましたけれども、地下水等については我が国では法律も規制も何もない、私の水という形で地権者、所有者のものでありましたけれども、山形県議会が2月の条例制定後に国に対して水循環基本法の制定を求める意見書を既に出しておられますので、それらに基づいた行動として国によって水循環基本法が今国会で設立をするということは、非常にうれしい限りだと、このように思っております。

続きまして、景観作物奨励による新たな景観づくりをという提案をいただいたと思っております。町では景観形成作物として、ソバの高嶺ルビーとヒマワリを経営所得安定対策の助成の対象としておりますが、何せ10アール当たり5,000円と、他の作物に比較して低い助成額となっております、また、生産物の販売収入もほとんど見込めないことから、他の作物に比べて作付の推進には不利な状況にあると考えております。菜種につきましては、飼料用米、大豆または白ソバと組み合わせた2年3作による収益性の向上と国産の菜種油の食料自給率アップ、大豆の連作障害の防止といったところを目的として、平成21年度より作付の拡大を推進しているところでありますが、菜種価格の引き下げや播種時期が9月の稲刈り時期とぶつかり、作業が煩雑になることなどから、計画どおりに拡大が進んでいない状況にあります。

ただ、ことしの国道345号沿いの丸子集落の東側、聞くところによりますと、消防団長さんが2年3作の菜種をまとめて植えたのだというお話伺いましたけれども、非常に見事な、鳥海山とそして田んぼの青さと菜種で大変な混雑で、何人があの写真を撮ったのだらうと話題になりましたけれども、本当に信じられないぐらいいっぱい止って、交通の妨げにはなったのでしょうかけれども、遊佐町の景観を発信していただいたなという思いでありますし、まさに景観作物奨励の先頭を切っていただいたという思いをしています。

私は秋田県の大瀧村の11キロのルートについて桜を植えながら、両側に道路の。そしてその内側には菜の花、いわゆる菜種も11キロぐらい同じような景観で、すばらしい眺めも、これは地域の村の皆さんが、老人クラブを主体にして作り上げてきたのだと、入植してからの記念としてつくったのだというお話もありましたけれども、あれの草刈りとかどうやっているのですかと、いや大瀧村の人たちがボランティアでやってくれているのだという話もありました。そのような形でやっぱり地域の名所として築き上げてい

ただいているというところもやっぱりあるわけですし、我が町でもどこかにそのような場所も設置できれば素晴らしいのかなとは思っていますけれども、農業振興といたしましては、食料自給率の向上や農家の所得の向上を目指して転作作物の作付計画を行っているところでございますが、景観作物につきましては、町のPRや観光面での効果も期待できることから、関係機関との連携をとりながら、また他の作物とのバランスも考慮しながら作付について推進を図ってまいりたいと、このように思っています。

今後のスケジュールの質問ありました。これについては課長をもって答弁をいただきます。

以上であります。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

今議会に提案させていただきます水循環保全条例、通称となりますが、この制定の暁にはおおむね7月からのスケジュールとなるかと思っております。主に3つの作業に取りかかる予定にしております。1つが水循環保全審議会の組織化になります。委員の選任から始まりまして、そして委員会の設置、7月中には終わりたいと考えております。並行しまして、これも7月から着手したいと考えておりますが、水循環保全計画の策定作業に入っております。策定作業の中で最終的にといいますか、その過程の中で保全審議会の皆さんに意見をいただくという形をとって、そしてパブリックコメントに付して成案化したいというふうを考えております。これにつきましては、パブリックコメント、いわゆる町民意見募集まで10月の下旬までには終わらせたいと考えておりました。その前での審議会の開催になるかと思っております。

もう一点、エリア指定、網かけとおっしゃいましたが、水源涵養保全地域、それから水源保護地域の指定につきまして、これ同時並行で行っていくわけでございますが、最終的には11月の下旬に関係の意見聴取を条例の手に基づきまして行いまして、指定の告示を12月に行って、ぎりぎり規制条項の発動をする来年1月に間に合わせたいなと考えておりました。

以上になります。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 答弁聞いていますと、やはり温度差と時間差が、町民と町の環境行政というものに温度差と時間差があるなと思わざるを得ません。私に与えられている時間も残り30分ですので、質問事項は各課に事前に渡しておきましたので、簡明に説明願います。

景観作物に関しては10分ぐらいで終わらせたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。この遊佐町の菜の花、俗に言う菜種栽培は大豆作業グループを中心に5年目を迎えていると認識しております。生産者は8人、これ平成24年度の実績ですけれども、耕作面積6ヘクタール、収穫量が9トンという状況だと認識しておりますが、ことしの作付状況はいかがなもののでしょうか。

議長（三浦正良君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

菜種の作付につきましては、本年度4.5ヘクタールを見込んでございます。昨年よりも減りました。これは先ほど町長の答弁にもありましたとおり、秋作業とタブってしまうということで、かなり作業的に難しいということもあります。もう一つ、24年、25年と2年連続で転作面積が減りました。100町歩ほど減りましたので、これに伴う減というふうに見込んでございます。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 非常にこれ残念な話だなとは思いますが、収穫された菜種というのは町内で調整、選別されて、埼玉県のメーカーで搾油され、そして搾りかすはまた遊佐町に戻っていわゆる水田に利用されていると聞いております。まさに循環型農業の実践とも言える取り組みであると思うのですが、推進すべきこの取り組みに対して、10アール当たり5,000円しか出ないのだ。そして2年3作というシステムでいくと、マックスで7万5,000円ほど出るのだという話はあるのですが、景観作物という意味では5,000円、どんな作物でも、ソバにしてもヒマワリにしても、菜種もそうでしょう。そうすると、景観作物10アールに対して5,000円という非常に少ない。そうすると 取り組む方も少なくなる。これを町単で底上げすると、これを産地化作物の資金で5,000円というのは国から順繰り順繰りにおいてきたやつを5,000円なのだと思うのです。町単で組むことというのは考えられないのでしょうか。

議長（三浦正良君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 町のほうでは町単として産地化推進作物に指定してございます。これは先般の新年度予算の審議でも話題になりましたけれども、ことしから一つアスパラガスもふえましたけれども、基本的にはいわゆる食料自給率を上げる、農家の所得を上げるというのが目的なものですから、これについては9品目あります。ただ、菜種につきましては、景観作物という扱いではなくて、大豆と2年3作と組み合わせるという形での、いわゆるこれは町単の産地化推進作物となつてございますので、菜種については1万円を上乗せして、先ほど議員おっしゃられましたとおりの最大で7万5,000円ということになるということでございますけれども、景観作物そのものについての現在の助成制度はございません。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これ町単で景観作物作付に関して奨励するというこれはこれから考えられませんか。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今の農業政策、やっぱり農家の所得の確保という形が全面に出てきて、ますますこれが全ての農家でなくて、担い手農家にシフトしていくであろうと思っています。景観作物という形でいくと大変なのかなと。例えば今ヒマワリプロジェクトもあるわけです、民間の団体の皆さんが。それはさんゆうに全部植えるから1ヘクター幾ら補助してくれませんかという形では、あそこは完全にできないエリア、さんゆうは、いわゆる国定公園地域内という場所もあるわけで、具体的に農地に対して景観作物を植えることに対して町が町単で、なかなか予算化、お金幾らでもあればできる町というものもあるのでしょうか、理解が得られるのかなというのは非常に考えなければならないと思っています。当然議会の審査もいただかなければならないと思いますけれども、菜種が今回はあの場所で非常によくしていただきました。2年3作の一環としてやっていただきました。あのぐらいきれいに咲かせるということは実は肥料もかなりやらなければならない。ただ植えればいいという形のそのままにしておいた形では収穫について芳しくないという話も伺っておりましたので、町単でのものについてはなかなか今町として所得の向上に資する予算的なものも農業振興協議会で話し合っているのですが、その中で果たして財政として、あれはいいからとわっといっぱい飛びついたら非常にそれは町の財政、ひとつやりたいことがやれなくなるということに、福祉の問題もあるし、介護の問題もあるわけですから、それらの中で考慮、

提案は提案として受けとめさせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） 景観作物というのは、非常にことしの345号沿いの菜の花が余りにもきれいで、そして何のPRもすることもなく、あそこに観光客が集積したからといって交通渋滞を招いただけなのかもしれませんが、遊佐の一つの新しい風景を売り出したのだと思います。あれ毎年毎年とはいかない。しかし、農地を集積し、ある程度安定したというが、2年3作を投入しながら、そしてローテーションを組む、そして総合運動公園、これ今工事がかかっているわけです。あそこも鳥海山をバックにした田園風景というのはの345沿いに匹敵するほどのすばらしい景観のところだと思うのです。そうすると、総合運動公園の東側の田園にあのような菜の花を植えるというようなことが、農地を集積した上でやることであれば、これは遊佐のまた一つの新顔になる。だけれども、毎年毎年植えることができないというのはこれはその年になってみないと、いいとこどこよと探して歩くのも大変なのでしょうけれども、総合運動公園あたりは完成に間に合わせたような形で実施する。そして行政がいわゆる指導力と計画力を発揮した上で取り組んでいただければこれありがたいなと。景観作物、農業委員会の委員長にもお聞きしたいところだったのですけれども、農業委員会の会長から総括ということで思いも含めてご答弁いただければありがたいと思います。

議長（三浦正良君） 阿部農業委員会会長。

農業委員会会長（阿部一彰君） それでは、農業委員会としての考え方をお答えいたします。

現在耕作放棄地解消に向け、農業委員会一丸となって取り組んでいるところです。しかし、後継者不足などにより年々増加しているのが現状です。景観保全作物の作付による耕作放棄地解消の提案のようですが、ご指摘のように農地の集積、作付場所の選定、価格の安定が重要になると思います。議員がおっしゃられましたように、そして町長の答弁にもありましたように、鳥海山をバックにして大変いい景観を催すと言えれば、そのようなすばらしい、人々の心を和ませ、そういう作物を農業委員会としても耕作放棄地解消の一つの手段として取り組むことができれば大変ありがたいと思っております。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） ありがとうございます。それでは、本丸のほうに入らせていただきます。

本丸にたどり着く前にお堀にはまってしまう場合もあるのですけれども。水循環保全条例、これには予防原則がしっかりとわられていることは、県の条例などよりもすばらしい条例なのかなと。やっぱりこの予防原則というのが一つの大きな柱になるのだろうかと考えております。そこでお聞きしたいのは、第2条、第3条の予防原則は、地下水脈調査報告に基づき開発が進む吉出山に適応されるものであるのかお聞きしたい。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

先般改訂版遊佐町環境基本計画、配付されたかと思いますが、その基本計画の冒頭に地図が載っておりまして、そこでも示されておりましたとおり、この吉出山エリアにつきましては、月光川清流涵養域となっておりますし、それから湧水ベルトが走っておるエリアでもあると。後ほどご確認いただければと思いますが、そういう土地状況を踏まえまして、基本的には適応されると考えております。なお、このこと

につきましては、先ほどスケジュールで申し上げたとおり、一定の手順を踏んで町民の代表であります審議会に諮った上で指定になるということになりますので、ご了承いただきたいと思ます。

以上です。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） それでは、いわゆる2年間にわたって地下水脈調査がなされ、昨年の12月に報告があったわけですが、開発行為による地下水への影響、上部湿地への影響、水源地と公共の水資源への影響があるだろうという見解であったと伺いますが、町の認識はあの開発行為によって影響があると考えているのか、あるだろうと考えているのか、あるかもしれないと考えているのか、お答え願いたい。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

ご案内のとおり昨年12月のフォーラムで報告されたとおり、またその後の報告書で示されたとおりでございますが、地下水脈調査の結果につきましては、地下水への影響についてさらなる開発行為によりまして影響があるかもしれないし、ないかもしれない。前回の全協でもお話をさせていただきました地下水脈は私の表現の仕方としましては、人体の毛細血管のようなものでありまして、それをどこからどう流れていくのか、どう影響を及ぼすのかということにつきましては、これは地下そのものを物理的に切り刻まないといけないのだというものでありまして、つまり科学的には限界があると、さきの報告であったというふうに認識をしております。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これ協定書にも書いてあるのです。地下水脈調査結果は、町によって臂曲岩石採取事業監理委員会、これは先ほどから言っていた監理委員会を指します。委員会に報告され、影響について協議を行い、開発業者は協議結果を重視しなければならないと。岩石事業に関する協定書第2条2項にこのようにあります。しかし、影響についてあるのかないのか、これはいわゆる水循環条例が制定されれば予防原則として動ける。しかし、私はことしの9月の前にいかなる対応がとれるのかということをお聞きしたいのですけれども、この影響があるのかないのかについて委員会での協議結果はいかなるものだったのでしょうか。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

地下水脈調査の結果につきましては、ことし2月の12日、第5回の臂曲岩石採取事業監理委員会を開催しまして、そこに報告をさせていただいております。現在まだ事業者がその検証を独自に行っている最中でございまして、調査の結果の認識につきましては、協議はまだ終了していないという段階にあるとご理解をいただければと思ます。

以上です。

議長（三浦正良君） 1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君） これ委員会で影響があるのだという結論が出ればいいのですけれども、これが影響があるのかもないのかもどちらとも言えるし、どちらともわからないというような状況なのです。そうすると、前回の業者と町との協定、県が立ち会った協定、あれの320メートル以下は掘らないのだという

あの協定に、協定というのは影響がある場合は320メートルは掘らないという協定なのです。ですから、水質調査結果待ちだったのです、業者は。しかし、影響があるかないかわからないという状況だと、これから申請更新される事業計画に標高320メートル以下も掘ることが予想される結果なのです。この320メートル以下は掘らないという前回の協定書、そういうふうな影響がある場合は320メートル以下は掘らないのだという協定書なのです。この件についてこれから9月まで申請更新が行われる前に、いわゆる協定書締結会議というか、打ち合わせ会みたいなものがあると思うのですけれども、そのときの320メートルに関しての町長のお考えをお聞かせ願いたい。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 標高320メートルという位置づけですけれども、もう既に前回の更新を計画するときに一番どこまで掘ったかという、その高さが、絶対値が標高320メートルであったということがあります。それより下には水脈を壊すおそれがあるからまず当分は掘らないでくださいよという、これの合意を県と一緒にやったということをごさいますて、当時は当初180万トン取りたい、3年間で。年60万トンでどれぐらいの量を私は電卓で、何回もこれお話ししていますけれども、そんな計画だったのをやっと県の当時の産業経済部長、毎日のように業者のところに来て足を運んでいただいて35万トン幾らまで縮小していただいたと。山形県で始めて以来だったのです。なぜならば、それまでの認可の山形県のあり方というのは書類がしっかり整っていて、そして図面が添付されていればほとんどノーマークで許可していたということ。私は搬出不可能であろうという絶対的な数値の問題でそういうことはできませんでしょうと、あり得ない計画、それを3年間でとるなんていうのはそれは認められませんかと言ったから、県から入っていただいて協定書までいった。320メートルと、あえてそこまでの時点では一番下まで掘っていた。計画では当初でも10メートルぐらいまた掘るというような計画だったのですけれども、それはやめてもらわなければ困るということ。そのような形で320メートルまで、以下はやらないでください。

私は最初の答弁で申しました。県に回答するときの手順を申しましたけれども、今条例として町としては6月議会で整えたわけです。その中で予防原則というのをしっかりとうたっているわけです。それから、環境の水の調査も今後も続けます、データはとりますと、これは皆さんにも議会にも公表しているわけです。その中でいけば、予防原則に基づいた県の対応を求めるということは、それは当然環境審議会にかけた段階で、行政として意見として求めるのは、それ法律に基づかない、議員の皆さんがこの場で今議会基本条例を設置しようとしている皆さんが、違法行為でないことに対して法律に遵守するということをうたっている議会の皆さんが、法律違反に基づかないことに対して全て反対しろという意見は、それは発言は不可能なわけです。みずから遊佐町議会では法令に基づいた行為を行いましょうよねという中で、そして行政としても国の法律が今まで地下水にはなかったので、私は2年前から地下水の水循環基本法を国に求めなければならない。そして4年前からは、実は採石法がどうもこの法律変だから国に変更を求めたという事実もあるわけです。そして経済産業省政務三役会議では、許認可権を持つ県がそれぞれの条例によって許認可の基準とするものをつくりなさいよ。確かに開発行為の採石法という土依には上がっていない条例です。だけれども、同じ土依でいったら片方は国の法律がある、そして町としては国の法律、先ほど申しました国の認めていないで地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるかとあるわけで、やっぱり県としても法律の憲法の範囲内、そして町も国の法律の内、今まで遊佐町で今水循環基本条例

というのは、国に対して何も規制の法律がない部分のまさに画期的な取り組みで、規制まで取り組んだということで、私は全国に誇ってもいい、まさに全国のトップランナーを今遊佐町は議会の皆さんから審議していただく、まだ上程していないわけですがけれども、公表はしていますけれども。そのような思いであります。

先日二セコの片山町長とお会いする機会がありました。全国簡易水道東北北海道ブロック会議で。うちのほうは本当に、環境会議でも自治体会議でもお会いするのですけれども、すごいですよ、ほとんどホテルとか森林が中国の資本に買われている。その中で先進条例なのですよ、水道水源保護条例。議会の皆さんもたしか訪問したこともあるのですけれども、法律で国から業者から訴えられれば負けてしまうのです。北海道、道がその道筋をつけてくれないからなのですといった中でいけば、我が遊佐町は山形県知事が条例つくりましょうよねと県にやってもらったということは、物すごい進んでいる状況まできているということをご理解をお願いしたいと思います。

議長（三浦正良君）　ここで筒井義昭議員の一般質問が終了するまで時間を延長したいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君）　ないようですので、筒井議員の一般質問が終了するまで時間を延長いたします。1番、筒井義昭議員。

1番（筒井義昭君）　申しわけないです。議会基本条例を制定していこうとしている議員が法に反したようなことを求めているような話をされたわけですがけれども、これは議会として、議員として言っているのではないのです。つまり二元代表制のもとに住民、遊佐町民の声を届けたいと思って私は言っているのです。

この環境基本計画、きのう示されましたよね、改訂版。そのアンケートに、住民は残された自然環境はコストをかけても現状を守っていくべきだ、開発や大規模な土地利用の変更は現状でとどめたいと思っているのが、2つ合わせると68%。そして遊佐町の環境で不安だと思うこと、これが鳥海山の岩石採取が問題だ、これが結構高いポイントを占めているわけです。1位を占めているのはポイ捨てが多く見受けられるというのが1位だったのですけれども、2番目が鳥海山の岩石採取なのです。そしてこの岩石採取行為に対していかなる手法を求めて解決してもらいたいのだというアンケートがなされています。ここで町民の30%は町の条例による開発行為の規制、これ30%。湧水、地下水の保全に関する協定締結の努力、これが21.5%です。町が対象土地を購入して保全活動を行う、これが10.5%です。町による課題解決を求めているのが、合わせると62%。町民が主役だと言っている時田町政、トキタイズムを今こそ発揮するときではないでしょうか。私は時田町長にこの問題解決、課題解決、問題とは言いません。課題解決に9月まで何ができるのか、9月以降は何ができるのかというのを全精力で町民が主役の時田町政、トキタイズムを發揮していただきたい。

議長（三浦正良君）　時田町長。

町長（時田博機君）　私は、これまで公開をしながら、情報は大いに公開をしながら、しっかり町民の皆さんと議論をしながら前に進めたという経緯があります。一部の人間だけが知っていて、議会にも知らせないで決定をするというやり方は、余りにもむごい結果をもたらしたのが、今の岩石採取地の問題です

から、9月までのできること、県に対して意見を求めるまでには、それはそれなりの審議会等の開催は当然意見は求めていく。それから、私は乱開発をやられないためにこの水循環基本条例という、まだどこにも何も制度がないものについて2年も前から水循環しっかり守ろうよと、そういうやり方を庁舎内の前の課長と今の課長、チームを組んでしっかりと国に対して、県に対して意見を言いながら、そして制定を求めてきたということ、それらについてはしっかりとこれまでの足跡をしっかり確認をしていただければ、どのぐらいこの4年間の進みが前進したものは理解していただければと思いますし、最終的に胴腹の上の必要な共存の森と位置づける土地は、町がトラストなんて格好いいこと言わないでも、私は胴腹の滝も含めて購入をさせていただいて、保全について責任を負う立場を明確にさせていただいているということでございます。

議長（三浦正良君） これにて1番、筒井義昭議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午後零時02分）

休 憩

議長（三浦正良君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） それでは、私からも質問させていただきます。大分蒸し暑くなりました。午前中かなりヒートアップした議会でありますので、午後からは少しくールダウンしながら、そんな感じでいきなりたいと思います。よろしくお願いします。

定住人口の拡大を目指して町は各種の施策を行っているが、人が暮らしていく上で日々の買い物の利便さ、それに伴う町のにぎわいが伴わなければ、町自体の活力がそがれていきます。しいてはこの遊佐に住んでみようと思う心、特に若者世代には大きな影響を与えます。町内の商業統計による商業店舗数は、平成3年に338店舗であったが、平成19年度には198店舗に激減しております。また、売上高は平成19年度売り上げ135億3,474万円であります。ピークの平成9年度の219億5,421万円に比べ、84億2,000万円ほどの減少であります。人口の減少等の幾つかの要因があると思いますが、町の商店の求心力が低下することは、町が生活の空間としての魅力を失うこととなります。この問題は以前から言われていることですが、一歩前に進まないのが現状であります。

既存の商店が激減する中、今やスーパーマーケットやショッピングセンターが買い物以外の町のにぎわいを生む役割も担っております。今後町も定住対策の一環としての商業の活性化に向けて知恵を絞るべきと考えます。今後の対応を伺います。

次に、農業における稲作文化の継承について伺います。町の基幹産業と言われる農業、特に稲作については戦後急速に機械が進み、この庄内、遊佐町ではいち早く先進的な農業機械が導入されてきました。おかげをもちまして稲作の大型経営が可能になっております。その影で昔の馬耕といった稲作文化は消えるのが当然であると誰もが思っていました。ことしの春、この遊佐で馬耕が復活しました。これは町長初

め町、ブランド推進協議会、庄内映画村、遊佐小学校、そして庄内農耕馬文化保存会等の皆さんの力によって復活したものです。

農業の町遊佐を内外にアピールするためにも稲作文化の継承、また菅里収蔵庫にある数多くの資料等の活用、今後の菅里収蔵庫をどのような文化資料館にしていくのかもあわせてお聞きいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 一般質問、最後の質問者であります高橋冠治議員に答弁をさせていただきます。

商業施設への町の対応というご質問の大きな項目でございました。まさに我が町の商業の売上高のピークは、平成9年、遊佐のショッピングセンターエルパがオープンしたところが最高の売上高を記録していたと記憶しております。戦後のベビーブーム世代が働き出してから、まさに右肩上がりの成長の時代が長く続いたことから、これまで我が町の施策は定住促進というテーマは想定もせずに、交流人口の拡大というテーマはかなり前から示してきたはずでございます。けれども、定住促進ということについてはほとんど計画も、また施策も具体的に準備されてこなかったということの経緯があると思っております。平成24年度を定住促進元年と位置づけ、定住促進計画を整え、組織的にも庁舎内に定住促進専門員と集落支援員を配置し、今年度から実践の年と位置づけている定住政策、まさに商工業の育成、雇用創出、地域経済の活性化を最も重要な施策の一つだと認識をしております。町としてはこれまでにぎわいのある商業の振興策として雇用創出対策助成金の大幅な助成の拡大、中小企業への技術者研修養成等への助成制度の充実、商工会が行う緊急産業活性化対策事業への助成等を行ってきたところでありますし、また町としては遊佐ビジネスネットワーク協議会を設立しながら、企業奨励条例の拡充、企業立地促進条例の緩和基準、いわゆるハードルを低くしてどうやったら町内に企業が来てもらえるか。また、今現在遊佐町においでの企業がどんなふうにしたら活性化していただけるか、そのような各種施策を行ってきたところであります。

さて、ご指摘のとおり、町内においては長引く景気の低迷、そして人口の減少、後継者不足の問題からいわゆる昔からの商店が店じまいしてしまったところが多く、町内の中では大規模店と言えるスーパーやショッピングセンターに依存しているところが大きな現状でありますし、その大規模店にしても車社会の中で本当に厳しい経営状況にあると認識をしているところであります。町内中心部のスーパーやショッピングセンターにおかれましては、各店舗がそれぞれ独自のさまざまな工夫をしながら販売拡大、店舗の活性化に努められていることだと思っておりますが、今後も町全体の活性化のため、ますます発展していただきたいと願っているところです。

第1歩はまず町内から物を買っていただく。町民の皆さんが町内の中で消費をしていただくこと、これをお願いしなければならないと思っているところです。特にショッピングセンターエルパのパレス舞鶴につきましては、町中心部における大規模な催し物会場、集会場、さらには以前は結婚式場として利用されていた貴重なスペースであり、多くの町民が集まれるにぎわいの場として認識しているところであります。近年では利用が少なくなっているようですので、町としても組合と知恵を出し合いながら利用の向上に努めてまいりたいと考えております。商業施設の活性化により今後の町の活性化と定住化を図ってまいりたいと、このように考えております。

2番目の質問でありました稲作文化の継承をという質問でありました。我が町の基幹産業は農業であり、

農業振興のためには食料自給率の向上と農業所得の向上を図る必要があり、その実現のための農地の集約化と機械化による農作業の合理化は避けて通れないものと考えております。

一方、先人が築き上げてきた稲作文化を継承しながらも、機械化による新しい文化をつくり上げてきたということも事実でありますし、それらを次代に引き継ぐとともに、農業のまち遊佐をアピールするため、それを内外に発信していくことも私たちの重要な役割の一つであると認識をしております。

ことし2月、かつて乾田馬耕を経験していた皆様が中心になり、庄内農耕馬文化保存会が設立され、4月27日に遊佐小学校の学校田において、町内小学生と地域の皆さんと一緒に馬耕体験を開催したところがあります。そのきっかけとしては、映画「おしん」撮影時の馬具等の関連を我が町の遊佐町歴史民俗収蔵館で応援されたのがきっかけかなとも伺っておりますし、また庄内映画村社長の宇生氏の働きかけと、それを受けての遊佐小学校、そして地元の先輩の有志のご協力があつて初めて実現できたものと伺っております。この催しである馬耕体験は町外からも見学に訪れ、新聞、テレビでも取り上げられ、大変な話題になりました。その後5月14日には代かきも行いましたが、今後年間を通じた作業も検討していると伺っております。

議員、菅里収蔵庫と申し述べましたけれども、我が町の位置づけとしては遊佐町歴史民俗学習館という位置づけで、平成17年3月1日に設置と管理に関する条例を整え、第1条には町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するとともに、文化財保護思想の高揚を図るため設置するとありまして、当時としてはこれらを活用して町の観光振興にも、そして情報の発信にも結びつけるというふうな意図は当初なかったのではないかと考えております。

また、第3条におきましては、遊佐町教育委員会が管理すると規定をされておりますので、今後の活用も含めれば教育委員会のご理解をいただきながら、町の観光関連の機関等との協力もいただいて、議員ご提案の稲作文化の継承と内外へのさまざまな発信ができればと考えております。

以上であります。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） それでは一問一答なのでお聞きします。

町長、最近遊佐で何かお買い物しましたか。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 我が家のことになりますけれども、私はほとんど財布からお金出すという、公務が多忙でありまして、ほとんどない。役場のそこでジュースを買うのが、きのうオロナミンCを買ったのが一番直近の出来事かな。ほとんど我が家の場合はうちのワイフが買い物をしてくるという現状でございます。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） ということであります。やはり町長も多忙であります。今の町の現状というのはどうなのか、たまには買い物をする。それも私はやはり町民の日々の生活を見る上で必要なのかなというふうに思っています。やはり買い物というのはただ欲しい物を買うのではなくて、町内にある店舗は生活密着型店舗です。ところが7号線にある最近できた八福神だとかふらっとは、あれは生活店舗ではない。7割ぐらい観光気分で来るので、財布の開き方が全く違うのです。だからやはり町の商業を活性化

するという事は、日々の買い物をどうにか安定させる。というのは、商店の方は言っていました。土日忙しいのではないが、土日みんな酒田へ行くという話でした。だからそういう現状がある。ほかに行って買い物、それは当然過去に大店舗法というものができて、それはアメリカの圧力でできたのですが、結局アメリカの資本は日本の商売のシステムに合わないでほとんどが撤退して、一番得しているのが今、どことは言いませんが、大資本のスーパーがいろんなところに構えて、三川町にもあれぐらいの集客能力のある店舗をつくってしまうのです。それにも立ち向かうなんてできない。だからお客のすみ分けをどうかしていくと、お客のすみ分け、こういうものは外で、こういうものは中で買って行くのだというような、そんな位置づけがこれから必要なのかなというふうに思っています。

商業統計は19年度、これ5年に1回なので、まだ出ていません。工業統計はこれ意外と毎年やっているのです。だからやはり商業というのは5年のスパンがあつて統計出ても、これ追いつけないので、統計のとり方もありますが、やはりその辺の押さえ方、数の押さえ方もしっかりしていくべきかなというふうに思っています。

平成19年度の売り上げは、過去において昭和60年の売り上げと同じなのです、昭和60年度の売り上げと。見てみますと、昭和60年というのはまだ人口がかなり多くて、2万人ぐらいいたのではないかなというふうに、60年2万767人いました。それからずっと減りました。マックス先ほど9年と言いました。8年にふらっとオープンしましたよね。9年に遊樂里がオープンした。これも相乗効果があつたのかなと。あとはマイナス点では農協が合併したので、農協の本社が酒田に行つたと、これも大きな要因があるのかなというふうに思っています。

しかし、よく町長が言っています人間1人当たりどのぐらいの経済活動があるのだというふうなことを言っていますので、ちょっと調べてみましたが、商業売り上げ、9年度に219億5,000万円ほど、これを人口で割りますと、大体115万9,000円、よく言う大体100万円から120万円の間、これ合っているのです。ところが平成19年度は135億円まで落ちて、これが80万3,000円なのです。ということは、人間の消費は景気悪いからここでの20万、30万円も落ちないのです。どこかで買っているのです、やっぱりある程度。だからここを町内で買っただけのような誘引の仕方、やっぱりこれを考えていかなければならないというふうに思っていますが、町長、課長といいますが、何かいいアイデアがあるのか、その辺考えているのか、伺います。

議 長（三浦正良君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私も商業をなりわいとして生活した人間ですけれども、10年間同じことをやれば必ず15%は売り上げは落ちる、そんな思いで、今遊佐町総合交流促進施設株式会社の社長をしながら、同じことをやってはだめなのですよ。やっぱり新たなものを発信しながらいかないと、なかなか売り上げ増にはつながらないということを、一面経営として言っているわけですけれども、実際都会では、実は我が町出身の佐藤修三氏、土魂同窓会の酒田会の会長さんは、都会では200万円なのだと、1人が消費する額は、所得も多いからという形なのでしょうけれども、この辺なら120万円ぐらいでしょうねと、まさにその消費の中でやっぱり町内でどれだけ消費していただくかということが、本当になかなか議論されてこなかった。そして私は議会議員のときに、あるとき議長のかわりに老人クラブの皆さんの講座か何かに行つたときあるのです。年金をいただいている皆さんは非常に豊かな暮らししているのだから、子

や孫のためにとにかく町内で買い物をしていただけませんか。そしてたまには三川でも酒田でもいいの
でしょうけれども、町内で消費していただく年金の中の、国がしっかりと払う分については町内で何とか
買い物をしていただけませんかというお願いをした経緯がございました。皆さんにおほほと笑われました、
その当時は。だけれども、その当時から見てもまた町の経済の実態が縮小している、年間2億5,000万円ず
つ。これについてやっぱりもっと危機感を持ってやらなければならなかったのだらうかと、そんなふう
に思っているところです。

この間土曜日にグリーンストアさんでうちのお母さんの買い物につき合いました。遊佐町中サッカー一部
勝ったかと言ったらサッカー一部は負けてしまったと。町内での買い物によって町のいろんな、サッカー一部
の子供たちは負けてしまったとかテニス部勝ったよと、そんな情報も町内で買い物することによってうれ
しいとかよかったなとかという、そういう行った人たち同士でそんな会話ができるすばらしさもあるのだ
よね、そんな認識をしています。

かつて、我が家のことになりましたけれども、まるきんさんの半額セールというのに、我が家は常に先頭
になって行っていたような記憶があります。あれだけ並んで買っていた人が今どこに行ってしまったのだ
らうという、あの人たちの熱気が町から失われてしまっているというのもやっぱり、品ぞろえからいろん
なサービスからもあるのしょうけれども、怖いと思う反面、もう一つ今私が心配なのは、実は買い物
難民が出てくるのではないかなと、周辺集落になかなか、移動販売車で行ってもらえる業者がいなくなり
ましたし、我が家の隣の魚屋さんもやめているのではないかと思います。その人たちが行かなくなると、
いわゆる交通の便も持たない、今免許持たない世代というとも80過ぎても免許持っている人もいっぱいいら
っしゃるのですけれども、町内としてなかなか買い物出れないという方が出てくるということが、逆に心
配なのだ。今秋田県の本荘市とか先進的にそういうところの救済を目指して、今いろんな動きしてい
るところもあるのです、湯沢とかあの辺で。ですから、あの辺の視点もしっかり参考にしなければならな
い。私は今自分の買う物よりも、まず町内でどんなものがどのようにして買えなくなる状況が起きてく
るということを、逆からいくということも大切なのかなと思っています。

以上です。

議長(三浦正良君) 8番、高橋冠治議員。

8番(高橋冠治君) 今町長から買い物弱者の話がされておりました。今町の交通体系もかわって町直
営でバスを動かすと、今買い物弱者と言われたので、あえて言いますが、今のデマンドタクシー、それか
らいろんなバスの中心は駅からぐるっと回るような感じでおります。これをショッピングセンターを中心
にした車の流れをつくると。そうすると、買い物弱者にとっては非常に使い勝手がよくなるのではないか
なというふうに私は思っています。先般組合の人たちとお話ししながらいろんな意見をお聞きしました。
集客をどのようにこれからしていくのか。少し皆さん知恵絞って、私も知恵絞って考えましょうやとい
う話しました。今までないものを少しやっぱりやってみたほうがいいのか。おそば屋さん今あいています、
あそこ。何か健康器具のお店ちょっとやっていますが、高齢者のサロンのなものをつくったらいかがかと。
やはり我々もいろんなところに視察行くと、その町屋の空き店舗を利用しながら高齢者のサロンやっ
ているところもあります。それから、もう一つは町にできない、できないということはないけれども、容易
でない部分が保育です。それも日曜保育だとか夜間保育、そういうものを一部をお借りしてできないか。な

ぜかというスーパーが10時まであいているのです。だからそういうなかなか町でできないもの、そして今までないものを商業だからそういうものを作っていいとか悪いとかではなくて、何ができるのだと言ったときに、こういうこともありますよということを提案しながら、そうすれば人が集まってくるのでしよう。過去にショッピングセンターの中には子どもの遊び場がありました。今はない。ところが、当初18店舗で始まったのです。18店舗とお聞きしました。かなり店舗広げながらやっています。空きスペースをなくする。この間行きました。皆さんどこにつくれば一番いいと思いますと、お店の人へ。やはり食料品売り場とこっちの境目あたりがいいのではないかと。子供たちも遊ぶところが欲しい。今子どもセンターでできるのではないかと、そういう話をしていましたが、買い物ついでだとかおじいさん、おばあさんが1時間ぐらいちょっと孫を見てくれないかと言われたときのそういうような場所があれば、日曜日と平日でも若干なりともお客さんが固定化するのではないかと、そういう方法もいいのではないかと話をしておりました。

今町長言っていました。本当ですよ。10年間も同じことをやっていたら、15%減るのは当然なのです。だからそういうアイデアを持ち寄って、それを町はどのように支えていくか。やはりあそこのコンベンションホールと言われる2階ですが、あそこ遊佐にはなかったもので、そういう規模のショッピングセンターには欲しいなというふうに、町でも要請した経緯がございました。ところが平成12年度に地元のスーパーが撤退しました。別のスーパーが入りました。ところが、平成10年ころからコンベンションホールがなかなか利用されていない。5月からですか、あそこルポット・フーが入って、先週の土曜日早速あそこの料理をいただきましたが、非常にありがたいことだというふうに、まずは頑張ってくれというふうに責任者に言ってきたのですが。やはり新たなものを商店も考える、それから町のほうもどのような、直接というのなかなかできないですが、子供支援だとか、それから老人の余暇のあり方、いろんなことを踏まえれば一緒にできることはいっぱいあるのだと思います。その辺手短にお聞きします。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今短い質問だと思いますけれども、町として行政としてできるものと、また民間だからできるものというのはあると思っていますし、それについては今例えば交通の拠点的な活用も、という提案があったと思います。今後の検討の中でそれは当然話し合いはしていくべきだと思います。

それからもう一つ、私が町長に就任してから商工会が行うそれぞれの事業、かつては600万円事務経費の分の補填として行ったものが500万円まで減額して、補助金という形でやりましたけれども、商工会が自発的に行うものに対して一昨年から500万円、今年度の予算でいくと600万円の自発的な事業に対する予算も支援をしているという現状であります。私は民間の皆さんがやろうという汗をかいて、しっかり知恵を出しながらやろうという事業について、町としてはやっぱりしっかり支えなければならないという基本は持ち合わせております。

以前は事務費だけ、かつての600万円の根拠は事務費だけ、事務補助の分だけ応援すればいいのだという形で長く600万円という基準が当時基準としてあったのでしょうか。そのような形で支援してきたという経緯も私も存じ上げていますけれども、それがいつの間にか500万円まで削ってしまったということがあったのですけれども、新たに商工会が自発的に行う事業に対して、チャレンジ的な事業に対しても600万円今年度になりましたけれども、何も新たな取り組み大規模にしたいのであれば、それらについてはどうぞ

担当の課に相談をしてくださいよ、そのような柔軟な形で取り組ませていただきたいと思います、そんな固定的に、あとこれだからこれ以外という発想は持ち合わせていない。地域のために、資するために努力していただけるその支援はしっかり考えていきたいと思っています。どうか議員からもその辺の、コマーシャルも含めてお願いしたいと思います。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） 町長からは大変前向きな発言をいただきました。そのとおりだと思います。やはりできることは商工会だろうが、一般商店であろうが、町であろうが、やはりタッグを組んでいかないと、このままでは水没してしまいます。何年かに一度は浮いては沈みという大きな店舗が、県内最大の店舗が遊佐町に進出するのだ、しないのだという話あるのです。今でもあるのです。だからそういう店舗はパチンコ屋と同じで飽和状態の中に入ってくるということは、どこかの店舗をつぶすということなので、そうすると一番危ういのはやはり大きくやっているところなのです。あそこがやはりだめになってしまうと、変な言い方ですが、町の商業、町のにぎわいが地域が移動するし、やはり今まで町の商店が入って一生懸命やっていたものを、それが大手が来たからそれで買い物は不便ではなく同じかもしれませんが、町の本当のにぎわいというか、元気がそこでそがれていくということは考えられるのです。だから今町長言ったように皆さんで汗と知恵と出し合って、これから大いに商店の皆さんと語り合っ前向きに、定期的にそういう話をする会でもこれからつくって、これ以上お客を減らさない。ふやしていく。少しずつふやしていくというような気持ちで頑張りたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど言った農業の文化の振興、稲作文化の振興、先ほど7番議員とお話していたのですが、稲作文化の継承なんて今まで誰も聞いたことないのではないかとと言われて、そうだなというふうに今思っているところです。先ほど町長も経緯をお話されておりました。これやはり一昨年「13人の刺客」ということが庄内映画村であって、そこで馬を使つての撮影があつて、その馬に触れているうちに何とか庄内で馬耕を復活させたいというような、そんな雰囲気が出ました。それで2010年に北海道で馬耕馬、これ幸というのです。それを宇生社長が買ひ求めて今回に至つたのですが、やはり今馬耕使われる人、多分80歳以上です。多分2階にもいるのだと思ひしております。やはり馬はあるのですけれども、農具がない。馬は使えるのだけれども、馬がないという、3者が集まつてやつとできたのです。これにやつぱり遊佐小学校も協力的だったし、映画村、それから馬耕の文化を守る皆さん方の本当に努力の結果なのです。今本当に生きているうちに見られないと思ひていたけれども、見られたと。本当に喜んでいるのです。

先般これせつかく遊佐でやつたものだし、少し続けてみたいという話なので、ぜひやつてくださいと、ぜひ。ぜひやるためにはお金が必要で、お金が。昨年これに出費したお金は3万円なのです、3万円。3万円というのは、あと残りは映画村で負担したのです。馬の搬入、往復で3万円ということで3万円支出したのですが、普通に言うとも馬2頭、行き来させると10万円ほどかかつて、総額40万円近いお金が少なくともかかるのです、少なくともですよ。そのぐらにかかるといふことでありました。これを全て町とは言ひませんが、庄内映画村も絡んでおられますが、それから小学校も食育の予算をJAからもつていますよね、教育長。そういう予算があるのです。それらを持ち寄ればできることなのだと私は思ひています。やはり昨日も高齢者に温泉のチケットをやるとか、医療の検診料を無料にしたほうがいいだろうというそういう話もありましたけれども、やはりこれは高齢者の生きがい、まさに生きがい。こういうものを復活

させないで何を復活させるのでしょうかというふうには思っております、私は思っています。ですので、まずふれあい老人クラブにも昨年30万円ほど、そういう予算も出していました。これマックス40万円ですから。そういう点から見てやはりこの遊佐で復活させなければだめなのです、遊佐で。庄内町でもやろうなんていう話もありますので、まず町長は、私も見たことないので、まず馬耕に一番詳しい産業課長がお話ししたいような顔をしておりますので、お願いします。手短にお願いします。

議長（三浦正良君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

経過の中でもお話ありましたとおり、最初庄内映画村の宇生社長さんからこういったことをやるので、いい補助事業ないかということで最初うちのほうに参りました。いわゆる農林水産関係で言いますと、先ほどの1番議員さんのご質問にもありましたとおり、農業関係ですと、食料自給率の向上ですとか、農業所得の向上、そういうのはふんだんに補助事業あるのでございますけれども、文化の継承というのはなかなかなかったのです。なくて結局庄内銀行のふるさと創造基金というのがあったので、そちらに応募したのですが、そちらのほうも外れてしまったということがありまして、大変馬耕保存会の皆様初めかわった方に大変ご迷惑をかけてございます。ただ、確かに農業所得の向上あるいは食料自給率の向上というのは大命題であるわけでございますが、農業のまち遊佐町のPRということで大変重要な事業だというふうに考えてございますので、わずかばかりになるかもしれませんが、補助ということで出したいということで、検討させていただきたく思います。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） これまた前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

やはり遊佐は昔からそうなのです。新しい農機具が来ると必ず遊佐に持ってくるのです。遊佐の人はどういふわけか買うのです。で県内に広まっていくというのは今でもそうなのです、今でも。前の高瀬のまちづくり協会長に聞けば、うちのおやじは馬耕の使い手で、新しい馬耕をつくるとおれのおやじが秋田あたりへ行って講師して、今で言う展示会でやったものだという話をしておりました。なので、生活クラブ等の共同宣言しかり、農業の稲作についてはやはり遊佐町共同開発米部会は日本一だと思って頑張っているのです。その文化がある中でこういうものを新たにやっていく。目をつむって馬が馬耕したところを想像していくと非常に絵になります、絵に。今ユーチューブでも流れています。結構庄内映画村でやったのがユーチューブで1分何十秒だかで流れております。非常にいい雰囲気であります。やはり今回もツアー組みましたよね、ツアー組んだのです。あそこでやるツアーを。来たのです。馬耕を見るツアーが成り立つのです。

だから先ほど言ったように、私は遊佐町歴史学習館の資料をこれからどういうふうに使いなしていくか。馬耕にあそこの道具を全て貸したのです。だからできたのです。だからこれから高速道路ができて、やはりある程度観光スポットみたいなものを計画していったときに、あの資料、私は日本に類のない資料だと思っています。農業関係にしては。あれを生かさずして遊佐の観光はないのだと思っています。きのうはロープウェーだとかリフトだとかと言っていたんですが、その前にやる仕事はあるのではないかなというふうには思っておりますが。だから、せつかく集めたものを生かす、それも必要だと、私は思っています。その使い道というか利用方法、だからまずこれからは基本的に馬耕は皆さんまず続けていきましようとい

うふうに前向きな考え方なので安心したところでは、それに続くやはり資料館の利用の仕方、それから観光まで含めた中でやっていく。それから、それこそ馬耕でやって完全に手植えをして、鎌で刈って、ほんによがけしてセンバでこいで、こういうやっぱり一連の農業を、これやる人は大変ですが、ここで言うのは簡単ですが。ところがこういう付加価値がいいのです、こういう付加価値が。

大体前に町長をお願いして今100万円予算ある。大体自分の自腹で農業を応援して毎年来る人もいるのですから、やはりそういうような付加価値をつくる。それはごくごく一部ですよ。そこから出たお米はごくごく一部なのですが、そういう農法を山形県遊佐町でやっているのだと。馬が馬耕引くのを見に行ってみようというお客様もいるのだと思います。ことしの春の菜の花の景観のように、私はあの辺が大渋滞することを願っているのです。そういう意味で考え方としていろんな考え方をしていかなければいけない。せっかくあるものをただの資料館で終わっていいのか。それをやはり次に進める第一歩の新しい資料館にするのか、その辺教育長、5分で答弁してください。

議長（三浦正良君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 次に町長が補足すると思いますので。実は私も馬耕を懐かしく、代かきも含めて現場を見ました。あの日寒い日でしたね。4月のまだ暖くなる前で。私も実は農家の跡取りで生まれて、父親が体が弱いものですから、農業は譲って今こういうふうになっているわけですが、小さいときにおじぎが馬耕、そして馬にむち打ちながら代かきしている、その姿が今でもよみがえってきます。まさかこの年になってあそこで、遊佐小学校の子供たちと馬耕代かきを見ることができるとは思ってもみませんでした。

先ほど産業課長から大変心強い答弁があったということで、そっちはそっちでお任せしますけれども、そういった貴重な農業を含めて資料の保存活用ということで、現在菅中跡地、あそこにあるわけですが、多分町長にだと思えますけれども、佐藤藤蔵翁のいろんな資料に関して、クロマツ関係ですけれども、ぜひ遊佐町に寄託したいと、ぜひ保存して活用していただきたいという家族の方のお話も入っております。

それから、「おしん」の映画であそこ使ったわけですが、そのとき用いた用具といいますが、台所用品といいますが、そういうものも「おしん」の映画で撮影ということで名札をつけて民俗資料館に展示してあります。やはりあそこ手狭ですし、なかなかあそこにはああいう資料館があるということもPRできていない、伝わっていないなと思います。学校の統合、新校開校の動きもありますので、そういった廃校になった学校の活用等も含めて、まちづくりセンターという話もあるわけですが、これから来年、再来年というわけにはいきませんが、一馬耕文化に限らず、また小山崎遺跡もいよいよまとめに入りますので、そういったものもあそこに本当に貴重な、あそこに置くにはもったいないといいますが、もっともっと広く開陳したい遺品等があるわけですが、そういったものも含めて検討していく時期に入ったのだなと。まさに古くなった建造物の更新の計画はというきのう質問があったわけですが、また新たな方向で今抱えているいろんな貴重なものも展示し、PRに使っていくという方向も検討していきたいと思えます。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） あそこは今教育長言ったように小山崎遺跡もあるし、いろんな活用方法があるのです。ちょうど教育長が小学校も統合になるし、そういう跡の校舎利用もという話をしていました。私も

ずっと考えていました。高瀬小学校を郷土史料館にしたらどうかというふうな。わきには田んぼありますし、馬耕の実践もできます。だからあそこを、前、豊後高田に昭和のまちづくりを見に行きました。我々は大正から昭和の初期あたりまでの時代設定をして、大正、昭和の農耕のまちづくり、そういうようなことをやっている町はどこにもありません。仁吉さんから脇で馬耕してもらって……いいのではないかなというふうには思っております。やはりそういう利用法を含めて町のランドデザイン、全体的な5年後、10年後、高速道路が通ったときの人の流れだとか、その辺を考えながらいかなければいけない。もし高瀬小学校にその資料館というか、そういうものができれば青塚では漁師の資料が見られると。ここに来れば稲作文化の資料が見られる。ちょっと行けば弥生時代のすばらしいものが見られる。そんな町は多分遊佐しかないと思っております。だから、そういうような全体的な流れの中で資料館、これからのあり方、そして稲作文化、馬耕もしかり、そういうイベントといいますか、それを続けていく意味がそこに出てくるのです。何もしないでここにぽんとそういう資料館をつくりましたとしても魅力がないではないですか。やはりその前の前段にいろんなことをやって、高齢者と子供たちが一緒に馬を見ながらやるのです、こういうようなすばらしい文化は遊佐に残していきたいと思っております。多分教育長もなるほどなというような顔をしております。違いますか。

ということで、教育長にもう一度その辺の使い道を含めて、先ほどいいことを言っていました。小学校の使い道も含めてどのようにお考えか。

議長（三浦正良君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えします。

決して高瀬小学校とか固有名詞を挙げてお話しした覚えはございませんので、そこは確認させていただきたいと思っております。いずれにしても、小山崎の、どうなるか、まだ決着は見えていないわけですが、総合的にやはりどういう形で整備していくかという、それはそろそろ構想の緒に着く時期には来ているのかなと、緒に着いて来年、再来年というわけにはいかないと思っておりますけれども、今確かに農耕文化を含めて農業文化のこれもまだ馬耕だけではなくて、その次の農耕文化だって私たちがまだいるから話が続くわけで、もう10年、20年したら馬耕って何ですかと、多分知らない世代が中心になってくる時代が来るのだと思っておりますので、やっぱり私たちが元気であるうちにそういうものは大事にしていく流れはどんな形になるか、つくっていききたいなという思いでおります。

議長（三浦正良君） 8番、高橋冠治議員。

8番（高橋冠治君） 本当に今残さないともう時間がないといいますが、それこそはやりではないが、今でしょうなんですよ、今でしょう。だから皆さんの力をおかりしてやはり高齢者の生きがい、それから文化の継承、子供たちの教育を含めて非常に三拍子そろった事業になるのかなというふうに思っています。

まずは1問目の商業のにぎわいも含め、馬耕も含め、町に元気を出す、そういう施策をトータル的に執行部からも考えていって、町長からはしっかりしたランドデザインを描いていただいて、町政に当たっていただきたい、そんなふうにして私の質問は終わります。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 4月の馬耕の実践の日、私も会場に行かせていただきました。あのときは遊佐小学校の子供たちでしたけれども、彼らはまさに馬耕文化というのをこれから50年後まで伝える、60年後ま

で伝える、やっぱり歴史の生き証人として今後生きるのだと思います。それを遊佐小学校の学校田でやれたということ、これはすばらしいことだと思っております。やっぱり時代、時代の歴史の中でどうしてもやっぱり継承できなくなってしまうもの等確かにあるわけですが、今それらを小学校の世代が実際見たと、できれば1年で終わらなくて、まだ蕨岡小学校の子供たちも見ていない、吹浦も高瀬も稲川も西遊佐もという形もあるわけですから、そういうイベントについてはできれば全ての子供たちに一遍小学校のうちに確認してもらいたいよねという思いもあります。こんなことをして植えていたのだという思いが伝わることによって、遊佐という町を今の若い小学校の皆さんから再確認してもらう機会にもなろうと思います。

あと、文化の発信という形とつながるかわかりませんが、都会の東京の駅のすぐ前の新丸ビルの酒田の出身のオーナーの方、まさに遊佐町の田んぼで手刈りをして、そして従業員さんは稲刈りに、いわゆる杭掛けの稲を返しに来ていただきながら、遊佐のお米を都会に発信して、それを写真として飾っていただいているという、都会との生活クラブプラスアルファの面もあるわけですし、また昨年3月にオープンした遊楽里の歴史展示ホール、あそこ今映像としては流れていますけれども、展示してあるものというと、鳥海山をメインにした夏バージョン、そして実は秋、冬になると遊佐町の文化をというテーマにした衣がえができるような形、いわゆる展示の入れかえができるような形もあるわけですが、プラスあれだけで満足せず、今議員のおっしゃった稲作とはこんなものだったのだよねと、今はまだ写真等もあると思います。庄内平野の遊佐町の鳥海山をバックにして杭掛けのずらっと並んでいるかつての遊佐町の物すごい現状が、このまま黙っていると写真等もどこかに散逸してしまうのかなという思いもありますので、それらを展示ホール等の展示の資料としての活用等も含めて、これ考えていかなければならないと思っています。

特に菅中跡の歴史民俗学習館につきましては、やっぱり所管は教育委員会でございますので、教育委員会の垣根、しっかりと観光的にも使いたいということであれば、それはもう町が決めた条例ですから、それらの変更、追加等も大いに検討して、できるものであればもつともつ町の横断的な発信という形で文化の発信ができるような町にしていければいいのかなというふうに思っています。

以上であります。

議長(三浦正良君) これにて、8番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

日程第2から日程第12まで、議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認についてほか専決処分2件、議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)、議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定についてほか条例案件4件、事件案件2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会議務局長。

局長(小林栄一君) 上記議案を朗読。

議長(三浦正良君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私より提案理由を申し述べさせていただきます。

議第51号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について。本案につきましては、平成25年3月27日開催の第488回遊佐町議会臨時会後において、平成24年度の地方譲与税等の交付額が決定したことなどにより、補正予算編成が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

歳入の主な内容について申し上げますと、譲与税等で、自動車重量譲与税で174万6,000円を減額するなど184万6,000円を減額。交付税では、特別交付税で7,445万6,000円を増額するなど7,524万6,000円を増額。国庫支出金では、雪寒地域道路事業補助金で2,000万円を増額。地方債では、過疎債で560万円を増額し、歳入補正総額で9,900万円を増額したものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、酒田地区広域行政組合負担金で247万3,000円を増額、基金積立金では減債基金で2,427万1,000円を増額するなど9,652万7,000円を増額し、歳出補正総額で9,900万円を増額したものであります。

議第52号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、一部の規定を除き平成25年4月1日から施行することにされたことに伴い、遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置対象事業の一部廃止のほか、関係する規定を整理するものであります。

議第53号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、一部の規定を除き平成25年4月1日から施行することとされたことに伴い、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、その承認について提案するものであります。改正の趣旨につきましては、経過措置の規定及び関係の規定を整理するものであります。

議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）。本案につきましては、当初予算編成後の事業の見直しなどにより、当面緊急を要する一般行政経費等について補正するものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,000万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億2,400万円とするものであります。

歳入の主な内容について申し上げますと、国庫支出金では地域介護、福祉空間整備等施設整備補助金で8,700万円を減額するなど8,405万円を減額。県支出金では、介護基盤の緊急整備特別対策補助金で1億1,600万円を増額するなど1億6,966万3,000円を増額。繰越金では、前年度繰越金で3,822万9,000円を増額するなど、歳入補正総額で1億4,000万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出の主なものを申し上げますと、総務費では企画費のまちづくりセンター整備事業で550万円を増額する一方、シンボルタワー整備事業費で1,600万円を減額するなど、総額で183万7,000円を減額。民生費では、遊佐厚生会による小規模特養建設への補助金で4,640万円を増額するなど4,856万9,000円を増額。衛生費では、風疹ワクチン接種助成金で985万4,000円を増額。農林水産業費では、戦略的園芸産地拡大支援事業で1,464万5,000円、山形県市町村防災拠点再生可能エネルギー導入促進事業による道の駅鳥海ふらっとへの太陽光発電設備の整備で2,000万円をそれぞれ増額するなど、4,237万

9,000円を増額。商工費では、町営バス運行管理費で586万6,000円を増額するなど1,506万円を増額。消防費では、吹浦地区防災センター整備事業として1,200万円を増額するなど1,857万4,000円を増額。教育費では、放課後子どもプラン推進事業費で287万5,000円を増額するなど740万1,000円を増額し、歳出補正総額で1億4,000万円を増額するものであります。

議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定について。本案につきましては、町内における健全な水循環の保全を図るための基本的な事項並びに土地の利用、地下水の利用及び良好な水質の確保に関する事項を定める条例として制定するため提案するものであります。

議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について。本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本町における新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定について。本案につきましては、路線バスの廃止に伴い、酒田市内へ通学する高校生の通学手段を確保するため、遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関し必要な事項を定めるため提案するものであります。

議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、平成20年度から平成24年度までが適用期限とされていた国民健康保険税に係る軽減措置について、平成25年度の税制改正において激変緩和措置が適用されることとなったため提案するものであります。

議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、町立稲川小学校と町立西遊佐小学校を統合した後の新校を町立藤崎小学校と命名し、現稲川小学校の校舎を使用することといたく提案するものであります。

議第60号 遊佐町子どもセンター（仮称）新築工事請負契約の締結について。本案につきましては、社会資本総合整備計画における都市再生整備計画事業により、子育て世代の文化活動、社会活動の支援や児童の交流、居場所づくりの拡充のため、遊佐町子どもセンター（仮称）を新築するため請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議第61号 除雪ドーザの取得について。本案につきましては、積雪期の町道の円滑な除雪作業を行うため、除雪ドーザ1台を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

以上、専決案件3件、補正予算案件1件、条例案件5件、事件案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（三浦正良君） 条例案件については、所管の課長より補足説明を求めます。

議第55号について。

池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） それでは、私から新規条例であります健全な水循環保全条例について説明を申し上げます。条文が38条にわたる長きにわたっておりますが、1条1条大変重要な項目でございます。なるだけかいつまんの要点の説明とはさせていただきますが、少々長くなることをお許し願いたいと思います。

この条例の見出しであります遊佐町の健全な水循環を保全するための条例、この条例の名称そのものでございます。鳥海山のという文言使用の意見もありました、条例検討会議では、井戸設置の届け出など町内全体に関係する事項もあるため、この名称とさせていただきます。遊佐町環境基本条例の下位の条例と認識しております。水道水源保護条例と地下水保全条例を一緒にし、さらに他の施策を盛り込んだ条例でございます。主に採石法との関係になりますが、採石法に限らず、既存法令の判断基準に影響を与えるものではございません。既存法令に規定されていない水循環あるいは水資源、地下水の保全を図るための条例であること。つまり法律、法及び国がこれまで無関心であったのかあるいは全国一律の規制の必要性を認めていなかったのかどうか、その部分を、いわゆる空白部分を町が先駆けて独自に規制するものでございます。前文につきましては、鳥海山フォーラムあるいは条例検討会議での議論内容をもとに作成したものでございます。

それでは、具体的な条文に入ってまいりたいと思います。第1条、目的です。水循環や地下水の保全を目的とする法律がないため、条例制定によりその保全を図っていくものでございます。国に対して県とともに水資源保全を目的とする新たな法整備を要望してまいりました。県町村会も遊佐町の提案により同様の要望をしてまいりました。

第2条に参りまして、基本理念です。地下水脈に関する記載は、鳥海山フォーラムで報告をいたしました。議論された経過をもとに規定をしております。現実に関係行為で地下水脈を損傷した場所があり、被圧地下水ゆえに地下水が地中に戻ることなく、地表排水されている実態があること。その水が本来どこに流れていく水なのか科学的な立証が困難である。その一方で水量減少の影響がどこかで生じていることは間違いないと。そういったことなどから、遊佐町の健全な水循環にとって地下水脈の保全は極めて重要な課題という認識に立ちまして、その保全の原則を基本理念に掲げたところでございます。

2ページに参ります。第3条、定義。ここには予防原則、第4号に規定をさせてもらっております。鳥海山フォーラムで地下水脈の明確な特定や地表の攪乱により地下水への影響を確定できるような調査は困難である。最終的には、山を切り刻まないとわからないとも言え、科学的には限界があると。よって、予防原則の判断があると報告がありました。予防原則という文言を条例に定義している前例は、現時点ではないと思っております。その考え方は、他自治体の水道水源保護条例、地下水保全条例等と共通するものであると考えております。

4条に町の責務、そして第5条に事業者の責務とございます。6条が町民等の責務。この5条で事業者の責務。パブリックコメントでは、なかなか文言がわかりにくいというご意見を受けまして、骨子案で先般改めて示した形でございます。内容を修正をさせていただきます。

第7条、水循環保全計画の策定。環境基本計画の下位の計画として位置づけております。

第8条、水源保護地域の指定でございます。農業用水、漁業用水の水源を想定しております。それから、大楯の水道水源など、平野部にあります水源を保護するためにも水源涵養保全地域とは別に地域指定をすることとしたものでございます。規制につきましては、開発行為のほか、一定規模以上の井戸の設置を禁止し、これは第12条ですが、それ以下の場合は届け出を義務づけるとしております。これは、第2条になります。

4ページに参りまして、水源涵養保全地域の指定です。国有林を除く水源保護地域の涵養域を含めた森

林地等指定を想定しております。環境基本計画に記載しております湧水ベルト4つあるわけですが、そのほかに水道水源等の上流域について指定していきたいと考えておりました。

第10条に指定の手續関係は省略をしまして、第11条、水源保護地域及び水源涵養保全地域における事業の規制でございますが、岩石採取を一律に禁止するという規定は、先ほど午前中の一般質問の中でも触れたところでございますが、憲法第22条あるいは第29条に抵触する可能性が極めて高いほか、採石法を否定することになるため、憲法第94条、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができるという、この憲法第94条に抵触し、違法と考えます。最初から違法とされる可能性が高い条例をつくることはできません。法令の範囲内で可能と考えられる条例案とさせていただきました。

12条です。水源保護地域における井戸設置の規制。これは、規則に委任をして断面積を定めたいと考えておりました。ちなみに、町内における実態としましては一般的に内径20ミリ、断面積で3.14平方センチまでは自家用でありまして、自家用利用の程度までは容認するという考え方をとっております。

5ページに参りまして、13条、協議対象事業になります。これは、各号に示したとおり土石、砂利の採取、畜産事業、一般及び産業廃棄物処理施設、そしてその他土地の形質を変更する事業を協議対象事業としました。つまり上記以外の、この4号以外の事業については、基本的には協議対象外ということになります。林業は、対象外としております。

14条、協議対象事業の事前協議でございます。届け出の期日は、規則に規定を予定しております。例えば1号で申し上げると、土石を採取する事業でございますが、これは県の岩石採取計画認可事務取扱要領に規定します認可申請書を提出する日または同要領第4項に規定する事前協議書を提出する日のいずれか早い日までといった内容となっております。

6ページの第15条、説明会の実施でございます。第3項に説明会の周知方法とございますが、説明会の7日前までに事業場、周辺地域の世帯回覧のほかに、町長と事前協議者の協議により合意した方法により実施することとしております。

16条、規制対象事業となります。条件としては4項目上げておりますが、より具体的な審査基準を策定すべきとアドバイザーの先生から指導を受けておりました。各項について具体的な例示を含めて要項で定めて告示をすることとしたいと考えております。

7ページ、第17条、規制対象事業の認定及び通知になりますが、認定の判断は届け出の日から60日以内とすることについては、行政手続における標準的な処理期間を採用したものでございます。

7ページから8ページにかけてでございますが、第20条、18、19条は省略をしたいと思っております。井戸の設置の届け出でございます。届け出の対象は、水源保護地域、第12条の規則に定める断面積が水源保護地域以外につきましては、規則で定める断面積を超える場合と。基本的に事業用を想定をさせていただいております。井戸水の用途、水量は問わないと。例えば西山の地域の農業用の井戸について、これなども全て届け出の対象とさせていただきたいと考えておりました。

9ページの第23条に参ります。事業監理協議会の設置であります。これまでは任意で事業監理委員会を設置しておりますが、これを条例行為として設置をするものでございます。当初採石法あるいは砂利採取法、廃掃法等で事業計画が認可、許可された場合に設置としておりましたが、これもアドバイザーの先生から規制対象事業と認定し、条例で設置を禁止した場合でも、他法令で認可、許可された場合は、監理協

議会が設置できると読めることから、条例の中で矛盾が生じてしまうというようなことで指摘を受けまして、規制対象事業に該当しない事業について設置できるといたしました。規制対象事業に該当するものについては、任意の形での設置も検討をしていきたいというものでございます。

24条、事業終了後の土地の適切な管理でございますが、これも条例検討会議あるいはパブリックコメントでも意見が出された項目でございます。法的には、事業者の権利義務が消滅しているということから、努力規定といたしました。

25条、地下水等の良好な水質の確保でございますが、具体的な施策につきましては環境基本計画との整合性をとりながら、現在西山地域で課題となっております硝酸性窒素の問題など保全計画にのせていきたいと考えておりました。

26条、遊佐町水循環遺産の指定になります。指定の基準につきましては、審議会の意見を聞いた上で、これから別途定めることとしたいと考えております。指定のイメージにつきましては、誰でも気軽に現地に訪れることができるあるいは地元の皆さん等によりまして適切な管理がされること、それから管理者の同意が得られることを基本に、鳥海山フォーラムでも紹介ありました湧水等を中心に指定していきたいと考えておりました。

10ページに参りまして、27条、水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買い取りでございます。これまでの運用といたしましては、鳥海山湧水域の水環境保全土地購入要綱がございましたが、その要綱を条例に組み込んだものでございます。ちなみに、その要綱では環境基本計画に定める湧水ベルト、それから涵養域の区域のうち、吉出字懐ノ内、吉出字臂曲区域の土地としております。規則で買い取り価格を定めることとしておりますが、その価格の基準につきましては不動産鑑定価格、それから近傍類似価格を参考にすることとしております。事業者の営業利益を補償するものではございません。

第29条、遊佐町水循環保全審議会の設置でございます。当初環境審議会に担っていただくことも考えましたが、水循環に関することに特定されることを考慮しまして、別途審議会を設置することとしました。委員会の組織化につきましては、8名を委員に委員構成としたいと考えております。多からず少なからずというところかと思えます。まだ具体的な人選のイメージは持っていないわけですが、環境保全の団体、地元あるいは学識経験者、農業団体、あるいは漁業団体、そういったところからの参加を求めていくことになろうかなという想定をしております。

35条、11ページから12ページにかけてになりますが、勧告、命令、そして36条、37条の公表等、過料等、これはいわゆる罰則に連なる部分であります。その前の34条の報告の徴収及び立入調査というところからかかわってもきます。35条の勧告及び命令では、第14条第1項に規定します水源保護地域等における協議対象事業を行う場合の届け出をしないなど、一例でございますが、ここに書き込んでおります1号から5号に規定した項目に関しまして、勧告なりあるいは命令の対象とするというものでございます。命令に従わなかった者に対しましては、36条で氏名と住所を公表するあるいは町の事務事業に参加させないなどの措置をとることで、いわゆる社会的な制裁を加えていくというものでございます。

37条、過料、これ刑罰ではございません。いわゆる行政罰でございますが、他の自治体の水源保護条例あるいは地下水保全条例の例では刑罰を入れているところもございまして、規制の根拠が予防原則でありまして、先ほども申し上げましたとおり科学的な根拠を有していないということも考慮しまして、刑罰で

はなく行政罰である過料とすることが適当と判断したところでございます。ただし、36条あるいは37条の罰則規定につきましては、あくまでも規制行為を未然に抑制することを期待するもので、罰則を科すことそのものを目的化したものではございません。条例がそのことを本意とするものではございません。

第38条、委任でございます。当面4月1日施行に必要な部分の規則を制定をし、6カ月後、来年の1月でございますが、施行に必要な規則については施行の前にもう一度、もう一度といいますか、規則改正を行って対応してまいりたいと考えておりました。

附則4項でございます。規制に係る実体規定部分は、来年の1月からの施行となります。その他については、7月1日から速やかに施行をしてまいりたいと思います。今後全面施行に向けて引き続き所要の作業を進めてまいりたいと思います。

条項38条全文、それからタイトルも含めて、附則も含めて特に重要と思われるところを説明をさせていただきました。なお、まだまだ説明の不足な部分については、今後の審議に委ねたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（三浦正良君） 次に、議第56号について。

本間健康福祉課長、補足説明をお願いいたします。

健康福祉課長（本間康弘君） 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について、概要書8ページになるようでございますが、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法が昨年6月26日制定されまして、ことし4月13日施行されました。さらに、県においても新型インフルエンザ等対策本部条例が3月19日に制定されております。新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、本町でも本条例を整備して対応するため提案するものです。全6条ですが、主に組織の設置についての制定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長（三浦正良君） 次に、議第57号について。

佐藤産業課長、お願いいたします。

産業課長（佐藤源市君） それでは、議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例につきましては、廃止代替路線が廃止されたことによりまして、4月1日から試験運行をさせていただいておりますけれども、7月1日から本格運行するために制定するものでございます。運行の区域につきましては、今までの廃止代替路線をカバーする範囲となりますが、後ほど別添のほうで詳しく申し上げます。運行日につきましては、高等学校の授業日を基本といたします。したがって、夏休み等につきましては基本的には運行しないということになります。対象者は、遊佐町から酒田市の高校に通う生徒さんになるわけでございますが、利用登録をする必要があると。第5条で利用登録を定めてございます。なお、使用料につきましては、あらかじめ納入するわけでございますが、次の2ページのほうに別表がございます。こちらのほうに乗降場所等によりまして3つの段階に分けてございます。茂り松公民館前、白木バス停、青塚口バス停、西遊佐小学校前、こちらが1カ月片道で2,500円、3カ月で6,000円、往復ですと1カ月4,000円と3カ月で1万1,000円。次が西遊佐まちづくりセンター前バス停、稲川小学校前バス停、田地下公民館前、十里塚公民館前、こちらが片道1カ月3,000円、3カ月で7,500円、往復で1カ月

5,000円の、3カ月1万4,000円と。最後の区域が出戸バス停、菅里体育館前バス停、こちらが1カ月で3,500円、3カ月で9,000円、往復ですと1カ月6,000円、3カ月で1万7,000円ということで分けさせていただきます。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長(三浦正良君) 次に、日程第13、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第54号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)については、恒例により小職を除く議員13名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の高橋久一議員、同副委員長に赤塚英一議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に高橋久一議員、同副委員長には赤塚英一議員と決しました。

補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

(午後2時45分)